

バスケットボール施設・用器具規格

公益財団法人 日本バスケットボール協会

施設・用器具規格総則	文書番号	A-01	頁	1 / 6
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

この規格は、国際バスケットボール連盟（FIBA；International Basketball Federation）によって定められた国際競技規則にもとづき、公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA；Japan Basketball Association、以下協会という）が、バスケットボール競技に使用する施設・用器具について規定したものである。

協会は、我が国におけるバスケットボール競技者、愛好者並びに学校体育の場において使用するバスケットボールの施設・用器具の機能性と安全性を確保することを責務とし、もって我が国のバスケットボール競技が健全に普及発展することを目的として、ここに指針を提示すべく、『公益財団法人日本バスケットボール協会 バスケットボール施設・用器具規格』として集成した。

協会はこの規格を検定工場審査基準として用い、下記の品目の検定と検定証の発行を行う。

1 検定工場別の検定品

	検定工場	種類	規格名称	検定品名称
1	用具検定工場	用具	ボール	ボール皮革製
				ボール合成皮革製
				ボールゴム製
			ネット	ネット
2	器具検定工場	器具	固定リング	固定リング
			ブレッシャ・リリース・リング	ブレッシャ・リリース・リング
			バックボード	バックボード 透明板
				バックボード FRP 板
				バックボード 木板
				バックボード ミニ板
3	施設検定工場	装置	ファウル回数表示装置	ファウル回数表示装置
			ポゼション表示装置	ポゼション表示装置
			バックボードマーキング表示装置	バックボードマーキング表示装置
		装置	屋内用移動式バスケット装置	屋内用移動式バスケット装置
			屋内用吊下式バスケット装置	屋内用吊下式バスケット装置
				屋内用吊下式普及バスケット装置
			屋内用壁面式バスケット装置	屋内用壁面式バスケット装置
				屋内用壁面式普及バスケット装置
			ミニバスケットボール装置	移動式ミニバスケット装置
				吊下式ミニバスケット装置
注： バスケットボール装置をバスケット装置と略す				

施設・用器具規格総則	文書番号	A-01	頁	2 / 6
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

	検定工場	種類	規格名称	検定品名称
3	施設検定工場	装置	ショットクロック表示装置	ショットクロック表示装置
				コート、ライン及び付帯条件
				ミニコート、ライン及び付帯条件

2 適応範囲

協会が主催・共催する国際試合、公式試合は、競技の公正さと信頼性、かつ安全性と円滑なる運営のために施設、用器具等は全て協会が定めた規格に合致した検定品を使用するものとする。

さらに、これらの試合では、定められたコート、ライン及び付帯条件を満たし、かつ透明のバックボードを装備した移動式バスケット装置を使用することが基本である。しかしながら、吊下式バスケット装置と壁面式バスケット装置にあっても、透明のバックボードを装備し、コート、ライン及び付帯条件を十分に満足させている場合は協会の判断によりこれらを使用することができる。

したがって、協会の加盟団体（各都道府県協会及び各連盟）が主催・共催する大会もこれに準じて行うことが望ましい。

これらのことを要約すると次の表の通りとなる。

装置名称	障害物までの範囲	特記すべき規定	コート	ボード	適用
移動式 バスケット装置	サイド・ライン及びエンド・ラインの周囲 2mの範囲内に障害物等がないこと。	エンド・ラインからバスケット装置の防護マット先端まで 2050 mm以上	28m×15m	透明板	FIBA 公式試合
		エンド・ラインからバスケット装置の防護マット先端まで 1300 mm以上			国際試合 公式試合
吊下式 バスケット装置		強固な専用梁にバスケット装置が取付けられていること	28m×15m	透明板	公式試合(予選球技大会)・都道府県下の大会等
壁面式 バスケット装置	コート上高さ 7mの範囲内に障害物がないこと。	強固な専用架台にバスケット装置が取付けられていること			

施設・用器具規格総則	文書番号	A-01	頁	3 / 6
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

装置名称	障害物までの範囲	特記すべき規定	コート	ボード	適用
吊下式普及 バスケット装置	特に規定しない	強固な専用梁にバスケット装置が取付けられていること	特に規定しない	透明板 FRP 板 木板	練習用
壁面式普及 バスケット装置	特に規定しない	強固な専用架台にバスケット装置が取付けられていること	特に規定しない	透明板 FRP 板 木板	練習用
移動式 ミニバスケット 装置	サイド・ライン及びエンド・ラインの周囲 1m の範囲内に障害物等がないこと	エンド・ラインからバスケット装置の基台先端まで 850mm 以上	28m×15m の範囲内	透明板 FRP 板 木板	すべてのミニバスケット競技
吊下式 ミニバスケット 装置	同 上	強固な専用梁にバスケット装置が取付けられていること	同 上	透明板 FRP 板 木板	同 上
壁面式 ミニバスケット 装置	同 上	強固な専用架台にバスケット装置が取付けられていること	同 上	透明板 FRP 板 木板	同 上

- ・ FIBA 公式試合とは、オリンピック大会、男女世界選手権大会、男女カテゴリー別世界選手権大会などの競技大会をいう。
- ・ 国際試合とは、それら以外の国際競技大会をいう。
- ・ 公式試合とは、全日本総合選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権大会（インカレ）や全国高等学校総合体育大会（インターハイ）など協会が公式に行う競技大会のことである。

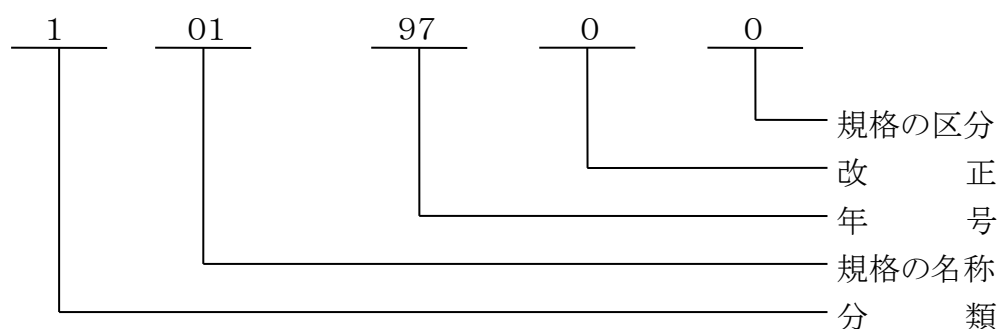
施設・用器具規格総則	文書番号	A-01	頁	4 / 6
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

3 規格番号

規格書の様式は、JIS Z (8310-73) に準拠するものとした。なお、規格の中で用いた数値・単位は国際単位系 (SI) との整合性を考慮した。

3.1 規格番号の説明

3.1.1 表記方法



3.1.2 分類

- 1 : 正式規格に属するもの
- 2 : ミニ規格に属するもの

3.1.3 規格の名称【検定品の種類】

- 01 : 【用具検定工場-用具】 ボール
- 02 : 【用具検定工場-用具】 ネット
- 11 : 【器具検定工場-器具】 固定リング
- 12 : 【器具検定工場-器具】 プレッシャ・リリース・リング
- 13 : 【器具検定工場-器具】 バックボード
- 21 : 【施設検定工場-装置】 移動式バスケット装置
- 22 : 【施設検定工場-装置】 吊下式バスケット装置
- 23 : 【施設検定工場-装置】 壁面式バスケット装置
- 31 : 【施設検定工場-装置】 ショットクロック表示装置
- 32 : 【施設検定工場-装置】 ファウル回数表示装置
- 34 : 【施設検定工場-装置】 ポゼション表示装置
- 35 : 【施設検定工場-装置】 バックボードマーキング表示装置
- 91 : コート、ライン及び付帯条件

3.1.4 年号

制定年の西暦下 2 桁を用いる

3.1.5 改正

同一年号内にあつての改正数

施設・用器具規格総則	文書番号	A-01	頁	5 / 6
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2021年4月1日	版	1版

3.1.6 規格の区分

同種類の器具にあって区分を要するものに用いる

4 検定証

協会に検定品として申請し認定された場合、必要な検定証紙代の料金を納付されると、協会が検定証を発行します。



ボール	文書番号	A-02-1010600	頁	1 / 3
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用するボールについて規定する。

2 品 質

ボールは、次の各項目に適合しなければならない。

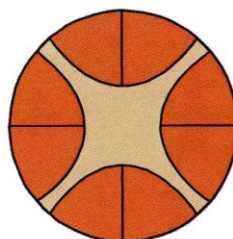
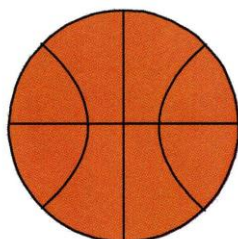
- 2.1 仕上げは良好で全体に適度なグリップがあり、障害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。

3 構 造

ボールの構造は、次のとおりとする。

- 3.1 ボールは、球状であること。
- 3.2 ボールの表面は、幅 0.635cm 以下の最大 12 本のつなぎ目があり、オレンジ 1 色、あるいは FIBA が承認した色の組み合わせであること。
- 3.3 3×3 においては、黄色と青色のツートンパネルとオレンジ色もしくは赤色のシームで覆ったもの。

参考例



4 寸 法

- 4.1 ボールの寸法は、表 1 による。
- 4.2 シーム（つなぎ目）の幅は、0.635cm 以下とする。

表 1

号数	規格・素材	色	周囲	つなぎ目	重さ	はずみ
5 号	皮革 合成皮革 ゴム	オレンジあ るいは FIBA が 承認した 色の組み 合わせ	68.5～ 70.0cm	0.635cm 以下	465～ 495g	0.96～1.16m
6 号			71.5～ 73.0cm	0.635cm 以下	510～ 550g	
7 号			75.0～ 77.0cm	0.635cm 以下	580～ 620g	
3×3 号	皮革 合成皮革	黄色と 青色	72.4～ 73.7cm	0.635cm 以下	567～ 650g	

ボール	文書番号	A-02-1010600	頁	2 / 3
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

5 材 料

ボールの表面に使用する材料は、皮革、合成皮革、ゴムまたは合成素材を使用すること。

6 試験方法

床からボールの最下点まで、およそ 1.80m の高さからコートに落下させた時、ボールの最下点が 0.96m から 1.16m の間の高さまではずむように空気を入れる。

7 表 示

ボールには、用具検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を指定の位置に貼付すること。またサイズ（号数）および推奨膨張圧力または圧力範囲を記載すること。

8 審 査

ボールの審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

ネット	文書番号	A-03-1020600	頁	1 / 2
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用するネットについて規定する。

2 品 質

ネットは、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 ボールが通過する時に一瞬止まるようなつくりで、白いひも製のものとする。
- 2.2 ネットの上部は、ネットがはね上がったときにリングにもつれたり、ボールがネットに引っかかったり、反動でボールがネットからとび出したりしてしまうことがないように、やや固めにする。

3 構 造

ネットの構造は、次のとおりとする。

- 3.1 リングに取り付けるための 12 個のループ（環）をつける。

4 寸 法

- 4.1 長さは、リングに取り付けた状態で 40cm 以上、45cm 以下とする。

5 材 料

ネットに使用する材料は、白いひもを使用すること。

6 表 示

ネットには、用具検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を指定の位置に貼付すること。

7 審 査

ネットの審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

固定リング	文書番号	A-04-1110600	頁	1 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用する固定リング（以下「固定リング」という）について規定する。

2 品質

固定リングは、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上げは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあつては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 強度は、6.3 によって試験し、たわみ量は 25mm 以下であること。また、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.5 ネット掛具の強度は、6.4 によって試験し、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.6 固定リングの色は、オレンジとする。

3 構造

固定リングの構造は、次のとおりとする。

- 3.1 固定リングはバックボードの表面に対して直角になるように、M10 以上の強度を有するボルト・ナットなど 4 本で確実に取付けられていること。
- 3.2 ネット掛具は 12 箇所とし、リング部分の周囲下縁に均等に取り付けられていること。
- 3.3 ささえ具は、リング部分の内側に入らないように取付けられていること。

固定リング	文書番号	A-04-1110600	頁	2 / 5
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2006年4月1日	版	1版

4 寸 法

固定リングの寸法は、表 1 及び図 1 による。

表 1

単位：mm

リング部分		鋼板部分			
内 径	太 さ	水平部分	垂直部分	幅	止めボルト孔間隔
$\phi 450^{+7}_{-0}$	$\phi 20^{+1}_{-4}$	(1) 150 ± 1	最大 150	最大 180	130×90

注：(1) 水平部分の寸法とは、リングの内側からバックボードの取付け面までの一番近いところの寸法とする。

(2) ネット金具の形状は、図1に例として示すが、ネットを確実に固定できる構造であること。

単位：mm

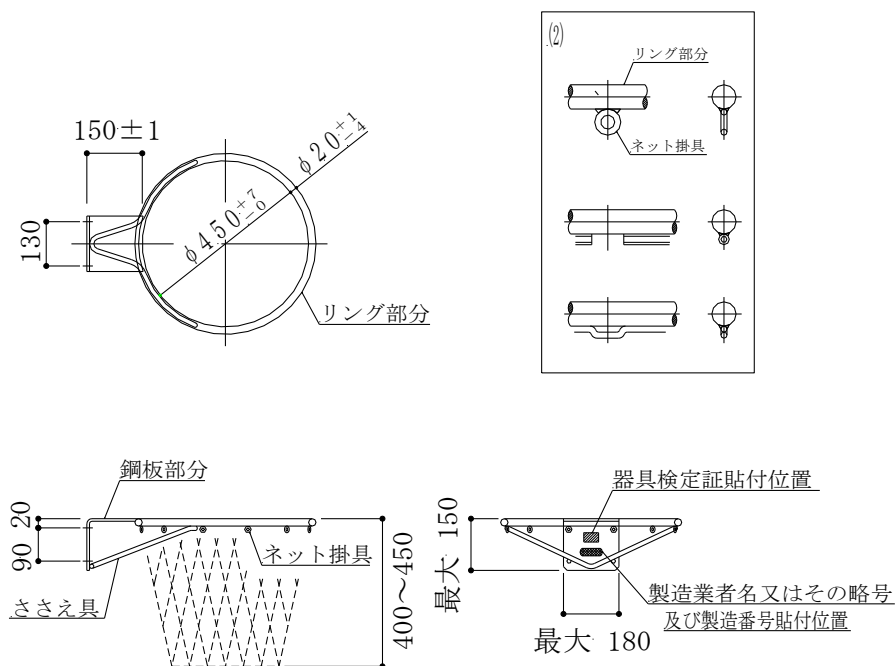


図 1

固定リング	文書番号	A-04-1110600	頁	3 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

5 材 料

固定リングに使用する材料は、表 2 に示すものまたは、同等以上のものを使用すること。

表 2

項 目	材 料
リング部分	一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101(SS400)
鋼板部分	
ささえ具	
ネット掛具	

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度（ $20 \pm 15^{\circ}\text{C}$ ）、湿度（ $65 \pm 20\%\text{RH}$ ）とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401（数値の丸め方）によって丸める。

6.3 強度試験

図 2 のように動かない垂直な柱に固定リングをボルト・ナットなどで固定する。リング部分の先端に質量 25kg の重錘を 1 分間以上加えて安定させた後、さらに質量 80kg の重錘（例：質量 20kg×4 個）を静かに加えて 105kg とする。1 分間以上保持し安定させた後、リング先端のたわみ量を鋼尺または同等以上の精度を有するものによって測定する。また、荷重を除去した後、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認する。

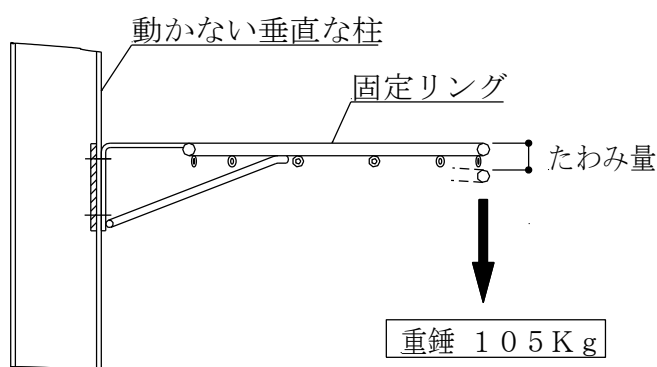


図 2

固定リング	文書番号	A-04-1110600	頁	4 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

6.4 ネット掛具の強度試験

図 3 のようにネット掛具に 500N の垂直静荷重を加えたとき異状の有無を目視、触感などにより確認する。

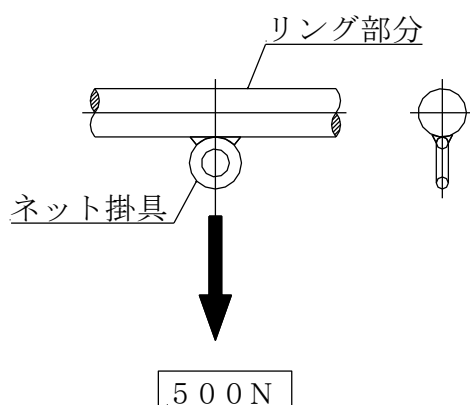


図 3

7 保証期間と標準耐用年数

固定リングの保証期間・標準耐用年数は、表 3 のとおりとする。

表 3

項 目	保証期間	標準耐用年数
固定リング	1 年	7,000時間又は5年

8 表 示

固定リングには、器具検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を指定の位置に貼付すること。

9 審 査

固定リングの審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

プレッシャ・リリース・リング	文書番号	A-05-1120600	頁	1 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用するプレッシャ・リリース・リング（以下「リリース・リング」という。）について規定する。

2 品質

リリース・リングは、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上げは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあつては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 リリース・リングは固定リングと同様のリバウンドを持ち、バックボードの破損を防ぎ、プレイヤーの安全を守る機能を有すること。
- 2.5 プレッシャ・リリース機構が作動したとき、リング部分はもとの水平位置より 30° 以上（傾き角度）下がること。なお、傾き角度は 10° 程度が望ましい。
- 2.6 強度は、6.3 によって試験し、荷重を加えたときプレッシャ・リリース機構が作動すること。なお、荷重を除去した後は速やかにもとの水平位置にもどること。また、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.7 ネット掛具の強度は、6.4 によって試験し、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.8 リリース・リングの色は、オレンジとする。

3 構造

リリース・リングの構造は、次のとおりとする。

- 3.1 リリース・リングはバックボードの表面に対して直角になるように、M10 以上の強度を有するボルト・ナットなど 4 本で確実に取付けられていること。
- 3.2 ネット掛具は 12 箇所とし、リング部分の周囲下縁に均等に取り付けられていること。
- 3.3 ささえ具は、リング部分の内側に入らないように取付けられていること。
- 3.4 プレッシャ・リリース機構が作動したとき、手指などに障害を与えるような隙間を生じるものにあたっては、その隙間に覆いが取付けられていること。

プレッシャ・リリース・リング	文書番号	A-05-1120600	頁	2 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

4 寸 法

リリース・リングの寸法は、表 1 及び図 1 による。

表 1

単位：mm

リング部分		鋼 板 部 分			
内 径	太 さ	水平部分	垂直部分	幅	止めボルト孔間隔
$\phi 450^{+7}_{-0}$	$\phi 20^{+1}_{-4}$	(1) 150 ± 1	最大 150	最大 180	130×90

注：(1) 水平部分の寸法とは、リングの内側からバックボードの取付け面までの一番近いところの寸法とする。

(2) ネット金具の形状は、図1に例として示すが、ネットを確実に固定できる構造であること。

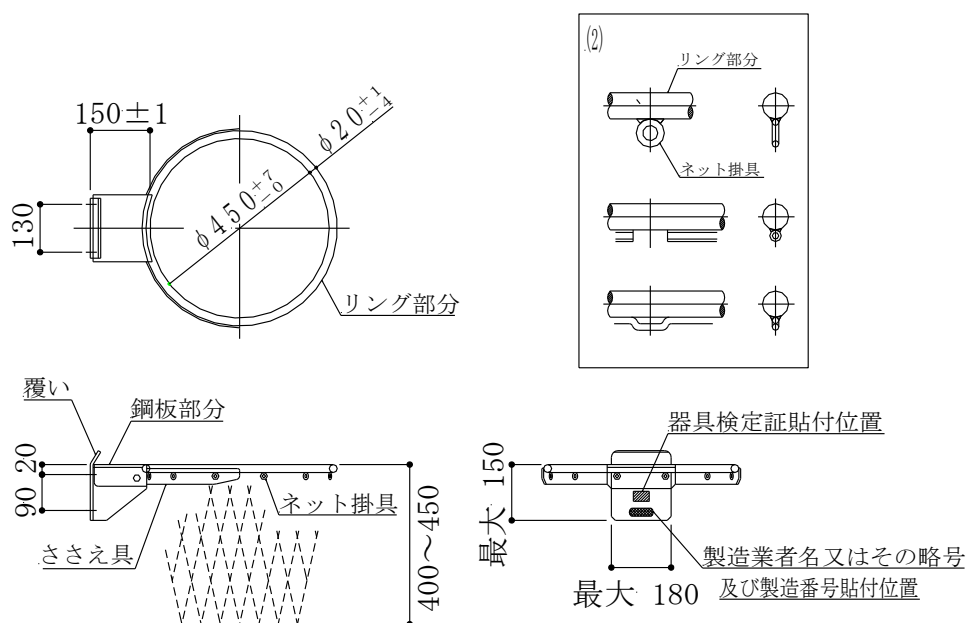


図 1

プレッシャ・リリース・リング	文書番号	A-05-1120600	頁	3 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

5 材 料

リリース・リングに使用する材料は、表 2 に示すものまたは、同等以上のものを使用すること。

表 2

項 目	材 料
リング部分	一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101(SS400)
鋼板部分	
ささえ具	
ネット掛具	

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度（ $20 \pm 15^{\circ}\text{C}$ ）、湿度（ $65 \pm 20\%\text{RH}$ ）とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401（数値の丸め方）によって丸める。

6.3 強度試験

図 2 のように動かない垂直な柱にリリース・リングをボルト・ナットなどで固定する。リング部分の先端に質量 82kg の重錘を静かに加えたときロック機構がはたっていることを確認する。さらに質量 82kg～105 kg の範囲内の重錘を静かに加えたとき、はじめてプレッシャ・リリース機構が作動することを確認する。また、荷重を除去した後は速やかにもとの水平位置にもどり、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認する。

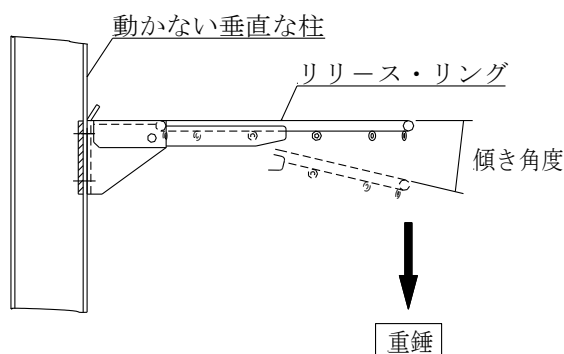


図 2

プレッシャ・リリース・リング	文書番号	A-05-1120600	頁	4 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

6.4 ネット掛具の強度試験

図 3 のようにネット掛具に 500N の垂直静荷重を加えたとき異状の有無を目視、触感などにより確認する。

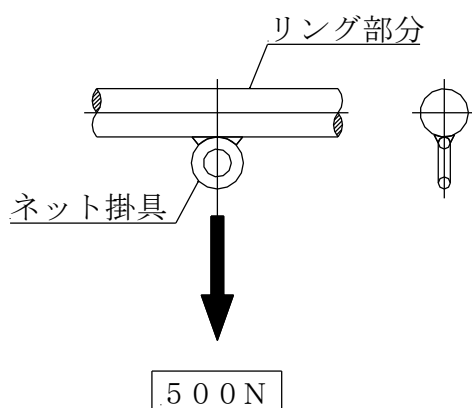


図 3

7 保証期間と標準耐用年数

リリース・リングの保証期間・標準耐用年数は、表 3 のとおりとする。

表 3

項 目	保証期間	標準耐用年数
リリース・リング	1 年	2,800時間又は2年

8 表 示

リリース・リングには、器具検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を指定の位置に貼付すること。

9 審 査

リリース・リングの審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

バックボード	文書番号	A-06-1130600	頁	1 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用するバックボード（以下「バックボード」という。）について規定する。

2 品質

バックボードは、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上りは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがり、はがれ、ささくれなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあっては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 強度は、6.3 によって試験し、たわみ量は表 1 に適合しなければならない。また、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。

表 1

単位：mm

項目	たわみ量
透明板	12 以下
FRP 板	8 以下
木板	8 以下

- 2.5 剛性及びリング取付け箇所の強度は、6.4 によって試験し、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.6 ねじれ、そりは、6.5 によって試験し、5mm 以下であること。
- 2.7 バックボードのどの部分にボールが当たっても、はずみは同一であることが望ましい。なお、レベル 1 の大会において使用するバックボードは、バスケットボールをバックボードに向け 1800mm の高さから落下させたときの跳ね返り高さが 50% 以上であること。
- 2.8 FRP 板及び木板の表面の色は、白とする。
- 2.9 バックボード表面の縁とりの線及び側面と、リング後方の長方形の線の色は、透明板の場合は白、そのほかの場合は黒とする。
- 2.10 ボード取付具とバックボードとの接触面の色は、グレーとする。
- 2.11 パッドの色は白を標準とし、衝撃を吸収するものでなければならない。

バックボード	文書番号	A-06-1130600	頁	2 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

3 構 造

バックボードの構造は、次のとおりとする。

- 3.1 バックボードの表面には、取付具及びねじなどの頭が突出しないこと。
- 3.2 透明板は、下縁及び側面に図 1 のようにパッドを取付けなければならない。

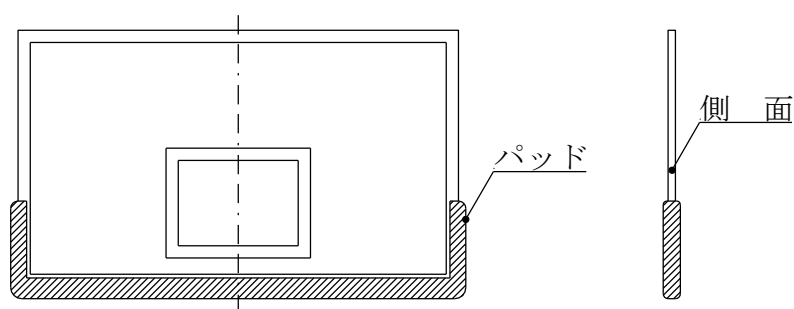


図 1

- 3.3 バックボードの周囲は、図 2 のように幅 $50 \pm 1\text{mm}$ の線で縁どる。また、リングの後方に幅 $50 \pm 1\text{mm}$ の線で長方形をえがく。この長方形の寸法は外側で、水平方向 $590 \pm 3\text{mm}$ 、垂直方向 $450 \pm 3\text{mm}$ とし、底線の上縁はリングと同じ高さにする。

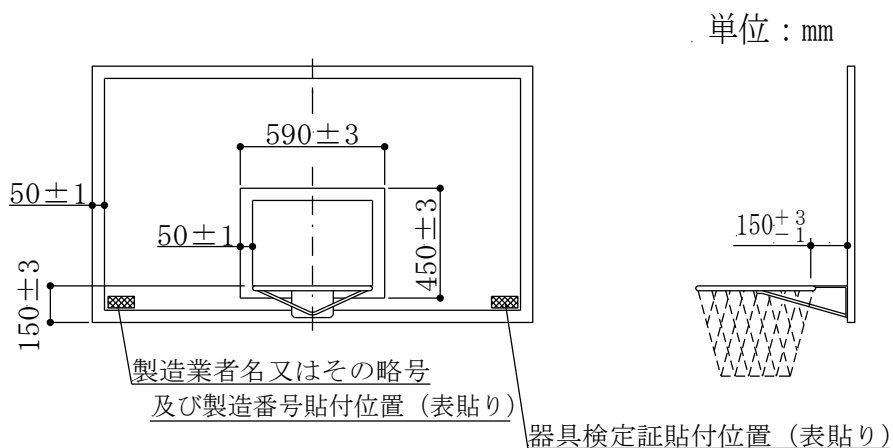


図 2

バックボード	文書番号	A-06-1130600	頁	3 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

4 寸 法

4.1 バックボードの寸法は、表 2 による。

表 2

単位：mm

バックボード寸法	
水平(横)方向	垂直(縦)方向
1800 ⁺³⁰ ₋₅	1050 ⁺²⁰ ₋₅

4.2 パッドの寸法は、表 3 による。

表 3

単位：mm

厚 さ		側面の高さ
下 縁	側 面	
バックボード 20以上 20以上 20以上 48-55	バックボード 20以上 20以上 20以上 20以上	350-450 バックボード面

バックボード	文書番号	A-06-1130600	頁	4 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

5 材 料

バックボードに使用する材料は、表 4 に示すものまたは同等以上のものを使用すること。

表 4

項目	材料
透明板	プラスチック(アクリルなど)および安全強化ガラスとし、透明の単一体
FRP 板	FRP(強化プラスチック)とし、防水性のあるもの
木 板	木材とプラスチックを張り合わせたもの及び合板

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度 ($20 \pm 15^{\circ}\text{C}$)、湿度 ($65 \pm 20\%\text{RH}$) とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401 (数値の丸め方) によって丸める。

6.3 強度試験

図 3 のように強固な水平面上にバックボード (取付具は除く) の表面を上にして置き、500N (底面 250mm×250mm) の荷重を中央に加え 1 分間以上保持し安定させた後、たわみ量を鋼尺または同等以上の精度を有するものによって測定する。また、荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないかを確認すること。

なお、測定点はセンター・ライン上とする。

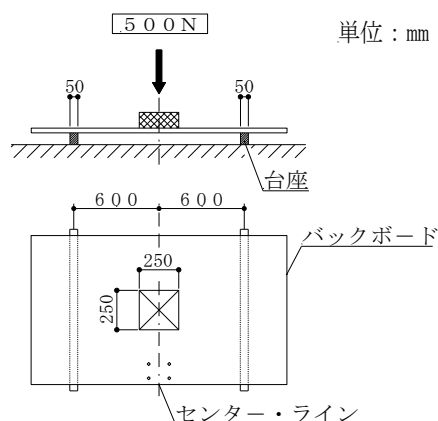


図 3

バックボード	文書番号	A-06-1130600	頁	5 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

6.4 バックボードの剛性及びリング取付箇所強度試験

図4のように、バックボードを使用状態に保持し、固定リング先端に300Nの荷重を静かに垂直方向に1分間以上負荷し安定させた後、さらに1200Nの荷重を静かに加え1500Nとし1分間以上保持し安定させる。荷重を加えている間及び全荷重を除去した後、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認する。なお、保持面よりバックボード前面までの距離は短く保ち、負荷時にアームがたわんだり、変形しないようにすること。

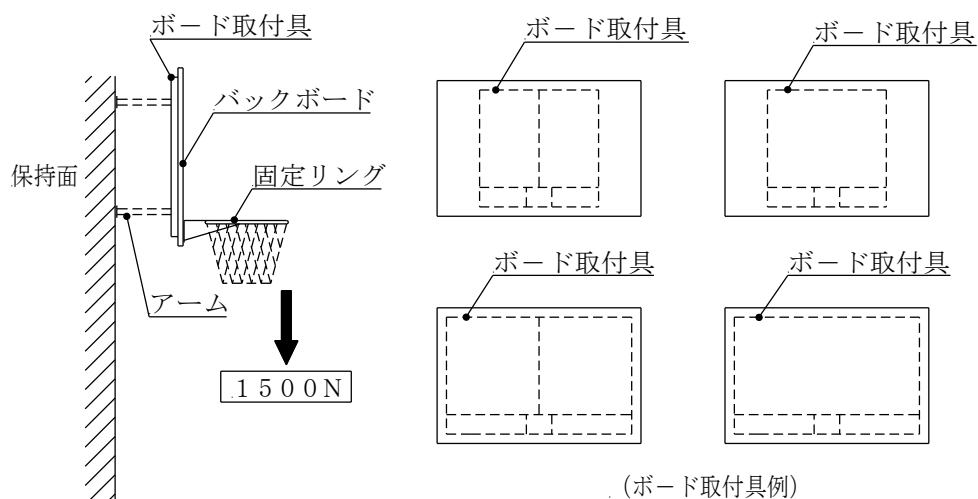


図 4

6.5 バックボードのねじれ、そり試験

図5のようにバックボードを立てた状態に保持し、対角2箇所それぞれ水糸などを張り、ねじれ、そり量の最大値を鋼尺または同等以上の精度を有するものによって測定する。

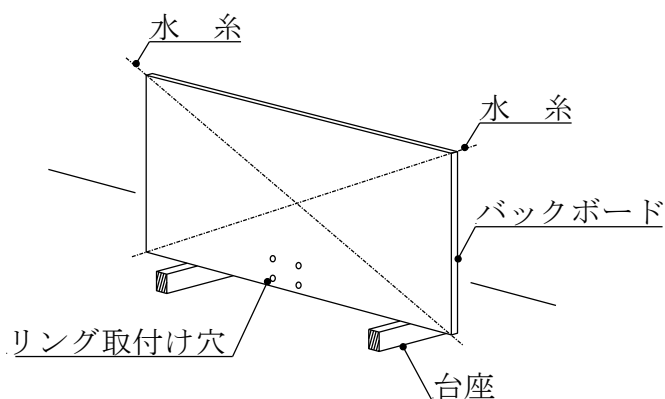


図 5

バックボード	文書番号	A-06-1130600	頁	6 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

7 保証期間と標準耐用年数

バックボードの保証期間・標準耐用年数は、表 5 のとおりとする。

表 5

項 目	保証期間	標準耐用年数
透明板	1 年	10,000時間又は7年
FRP板	1 年	7,000時間又は5年
木 板	1 年	7,000時間又は5年

8 表 示

バックボードには、器具検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を指定の位置に貼付すること。

9 審 査

バックボードの審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

移動式バスケット装置	文書番号	A-07-1210600	頁	1 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という。）が関与する国際競技、公式競技に使用する移動式バスケット装置（以下「バスケット装置」という。）について規定する。

2 品 質

バスケット装置は、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上りは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがりがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあっては、素地の露出、はがれ、さびなどがなくないこと。
- 2.4 安定性及び強度は、6.3 によって試験し、荷重を加えたとき、バスケット装置がずれたり、基台後部が浮き上がらないこと。また、バックボードの沈み量は 30mm 以下とする。なお、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.5 剛性は、6.4 によって試験し、横ずれ量は 12mm 以下とする。また、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.6 バックボードは、透明板 1130600 を使用し、リングは 1120600 を強固に取付けること。なお、バックボードは、安全強化ガラスを使用してもよい。
- 2.7 リングの取付けは、加えられた負荷が直接バックボードに伝わらないように昇降枠などに連結すること。
- 2.8 防護マットについては、プレイを妨げない色にする。

3 構 造

バスケット装置の構造は、次のとおりとする。

- 3.1 使用時におけるリングの高さは、床面からリング上面まで $3050 \pm 5\text{mm}$ であること。
- 3.2 使用時におけるバックボード前面から防護マット表面までの寸法は、2500mm 以上であること。ただし、FIBA 主要公式競技においては、3250mm 以上であること。
- 3.3 バスケット装置の基台及び支柱は、防護マットで覆うこと。なお、支柱を覆う防護マットにあっては、床から少なくとも 2150mm の高さまで覆い、前面の厚さは 100mm 以上とする。

移動式バスケット装置	文書番号	A-07-1210600	頁	2 / 5
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2008年4月1日	版	1版

- 3.4 バックボードの表面から 1200mm までの昇降枠の下縁に防護マットを取付けること。なお、厚さは 50mm 以上とする。
- 3.5 使用時における基台の下縁と、床面との間に隙間がある場合には、基台前面及び側面の隙間に覆いをする。
- 3.6 バスケット装置には、位置を固定できる強固な装置が取付けられていること。
- 3.7 バスケット装置は、器具庫内に収納できる高さに、折畳ができる構造になっていること。

4 寸 法

- 4.1 バスケット装置の寸法は、図 1 による。ただし、リング及びバックボードについては 1120600、1130600 によること。

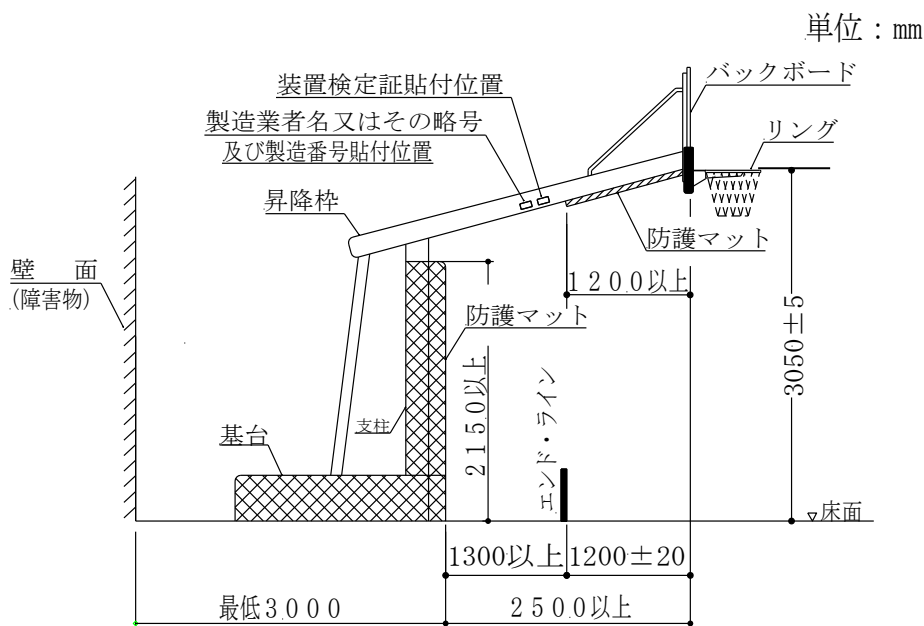


図 1

5 材 料

バスケット装置に使用する材料は、特に規定しない。なお、構成している金属材料で、接触腐食が起こるおそれのあるところ及びさびの出るおそれのあるところには、防錆処理を施すこと。ただし、リング及びバックボードについては、1120600、1130600 によること。

移動式バスケット装置	文書番号	A-07-1210600	頁	3 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度 ($20 \pm 15^{\circ}\text{C}$)、湿度 ($65 \pm 20\%\text{RH}$) とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401 (数値の丸め方) によって丸める。

6.3 安定性及び強度試験

図 2 のようにバスケット装置を使用状態に設置し、固定リング先端に 1500N の垂直荷重を加えたとき、バスケット装置のずれ及び基台後部の浮き上がりががないかを確認する。また、バックボードの沈み量を測定する。なお、荷重を除去した後、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認すること。

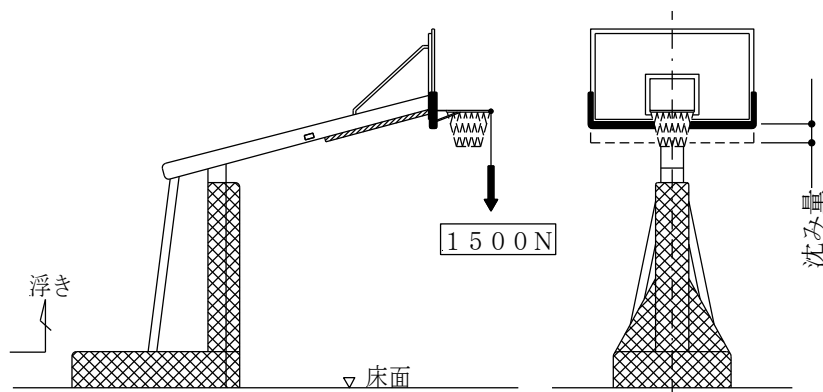


図 2

6.4 剛性試験

図 3 のように、バスケット装置を使用状態に設置し、バックボードの縦縁 $L/2$ の位置に 200N の水平荷重を加えたとき、横ずれ量を測定する。また、荷重を除去した後、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認すること。

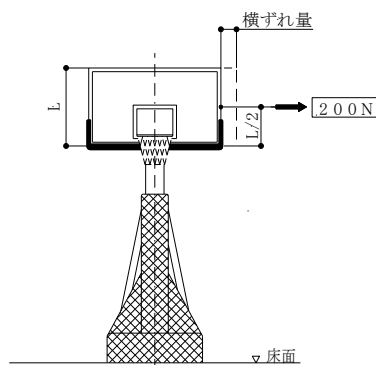


図 3

移動式バスケット装置	文書番号	A-07-1210600	頁	4 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

7 保証期間と標準耐用年数

バスケット装置の保証期間・標準耐用年数は、表 1 のとおりとする。ただし、リング及びバックボードについては 1120600、1130600 によること。

表 1

項 目	保証期間	標準耐用年数
防護マット	1 年	2,800時間又は2年
基台、支柱、昇降枠	1 年	10,000時間又は7年

8 表 示

- 8.1 バスケット装置には、装置検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を、1 基に 1 枚指定の位置に貼付すること。
- 8.2 操作機を装備するものにあつては、操作機付近の見やすい位置に、操作方法、注意事項などを貼付すること。

9 審 査

バスケット装置の審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

吊下式バスケット装置	文書番号	A-08-1220600	頁	1 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2012 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用する吊下式バスケット装置（以下「バスケット装置」という。）について規定する。

2 品 質

バスケット装置は、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上りは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあつては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 剛性は、6.3 によって試験し、横ずれ量は 15mm 以下とする。また、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.5 バックボードは、1130600 を使用し、リングは 1110600 を強固に取付けること。ただし、国内の公式競技においては、バックボードは透明板（プラスチック）を使用すること。また、プレッシャー・リリース・リングを使用するときは、十分な強度を有し、リングは 1120600 を強固に取付けること。
- 2.6 バスケット装置を取付ける箇所には、強固な専用梁が施されていること。
- 2.7 バスケット装置を吊下げるワイヤロープなどは、十分な強度を有していること。

3 構 造

バスケット装置の構造は、次のとおりとする。

- 3.1 使用時におけるリングの高さは、床面からリング上面まで $3050 \pm 5\text{mm}$ であること。
- 3.2 使用時におけるバックボードの上前方（コート内）には、吊り上げ用ワイヤロープなどの障害物が極度に突出していないこと。
- 3.3 エンド・ラインより障害物までの距離は、2050mm 以上であること。なお、国内の公式競技においては、3050mm 以上であることが望ましい。
- 3.4 コート上高さ 7000mm の範囲内に競技の妨げとなるような障害物（防球ネットなど）があつてはならない。ただし、バスケット装置本体及びその付属部分（専用梁、専用メンテナンス通路など）は除く。
- 3.5 操作機を装備するものにあつては、バスケット装置の作動状態を確認できる位置に操作機が設置されていること。

吊下式バスケット装置	文書番号	A-08-1220600	頁	2 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2012 年 4 月 1 日	版	1 版

4 寸 法

- 4.1 バスケット装置の寸法は、図 1 による。ただし、リング及びバックボードについては 1110600、1120600、1130600 によること。

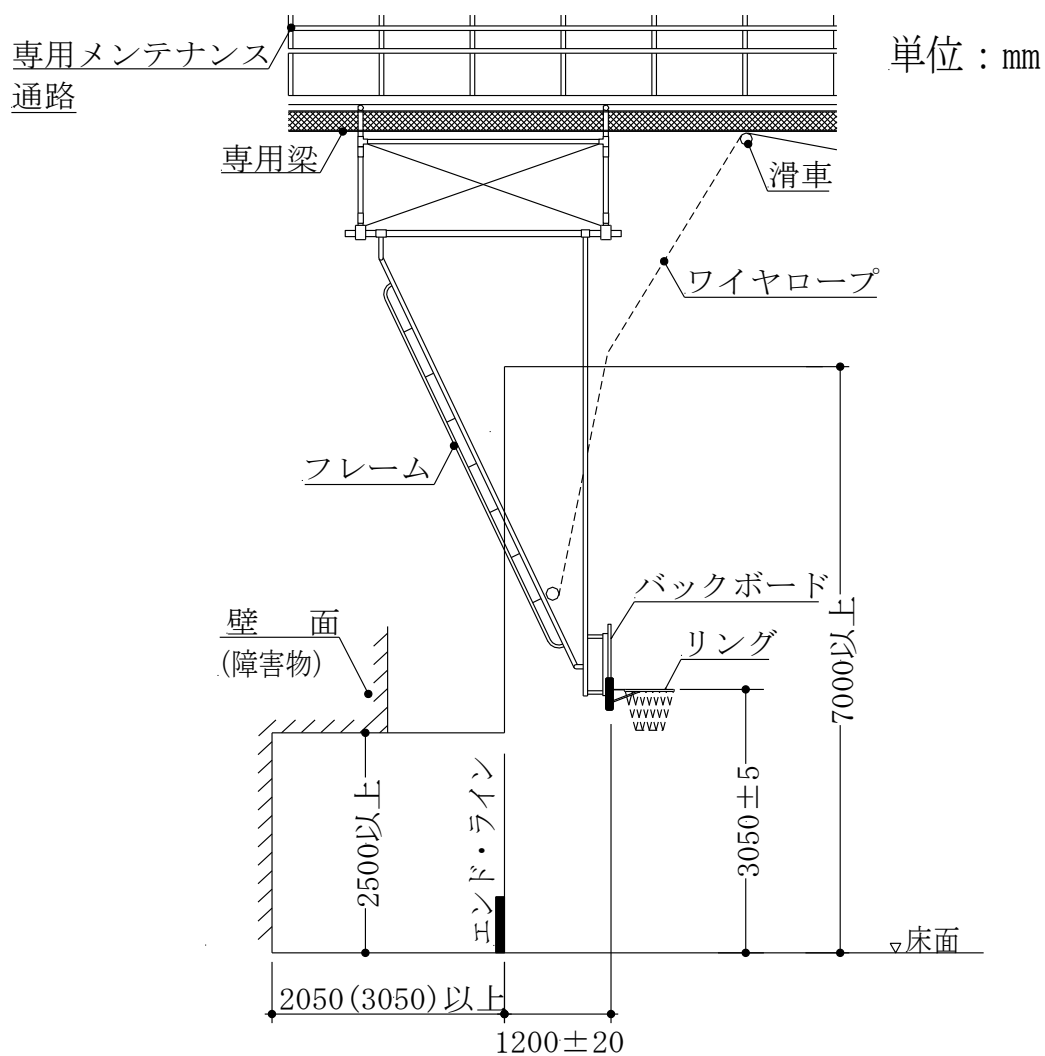


図 1

5 材 料

バスケット装置に使用する材料は、特に規定しない。なお、構成している金属材料で、接触腐食が起こるおそれのあるところ及びさびの出るおそれのあるところには、防錆処理を施すこと。ただし、リング及びバックボードについては、1110600、1120600、1130600 によること。

吊下式バスケット装置	文書番号	A-08-1220600	頁	3 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度 ($20 \pm 15^{\circ}\text{C}$)、湿度 ($65 \pm 20\%\text{RH}$) とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401 (数値の丸め方) によって丸める。

6.3 剛性試験

図 2 のようにバスケット装置を使用状態に保持し、バックボードの縦縁 $L/2$ の位置に 200N の水平荷重を加えたとき、横ずれ量を測定する。また、荷重を除去した後、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認すること。

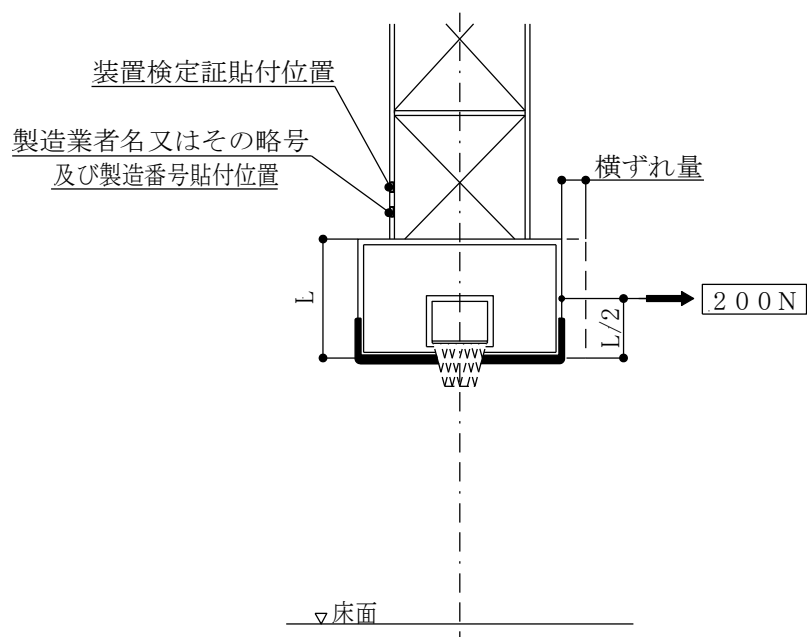


図 2

吊下式バスケット装置	文書番号	A-08-1220600	頁	4 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2012 年 4 月 1 日	版	1 版

7 保証期間と標準耐用年数

バスケット装置の保証期間・標準耐用年数は、表 1 のとおりとする。ただし、リング及びバックボードについては 1110600、1120600、1130600 によること。

表 1

項 目	保証期間	標準耐用年数
吊 下 部	1 年	11, 200時間又は8年
ワイヤロープ	1 年	2, 800時間又は2年
滑 車	1 年	2, 800時間又は2年
電動駆動装置	1 年	2, 800時間又は2年
手動駆動装置	1 年	2, 800時間又は2年

8 表 示

- 8.1 バスケット装置には、装置検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を、1 基に 1 枚指定の位置に貼付すること。
- 8.2 操作機を装備するものにあつては、操作機付近の見やすい位置に、操作方法、注意事項などを貼付すること。

9 審 査

バスケット装置の審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

壁面式バスケット装置	文書番号	A-09-1230600	頁	1 / 4
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2012 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用する壁面式バスケット装置（以下「バスケット装置」という。）について規定する。

2 品 質

バスケット装置は、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上げは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあつては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 剛性は、6.3 によって試験し、横ずれ量は 15mm 以下とする。また、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.5 バックボードは、1130600 を使用し、リングは 1110600 を強固に取付けること。ただし、国内の公式競技においては、バックボードは透明板（プラスチック）を使用すること。また、プレッシャー・リリース・リングを使用するときは、十分な強度を有し、リングは 1120600 を強固に取付けること。
- 2.6 バスケット装置を取付ける箇所には、強固な専用架台（鉄骨及び鉄筋コンクリートなど）が施されていること。

3 構 造

バスケット装置の構造は、次のとおりとする。

- 3.1 使用時におけるリングの高さは、床面からリング上面まで $3050 \pm 5\text{mm}$ であること。
- 3.2 専用架台を設置する壁面は、エンド・ラインより内側（コート内）にあつてはならない。
- 3.3 エンド・ラインより障害物までの距離は、2050mm 以上であること。なお、国内の公式競技においては、3050mm 以上であることが望ましい。
- 3.4 コート上高さ 7000mm の範囲内に競技の妨げとなるような障害物（防球ネットなど）があつてはならない。ただし、バスケット装置本体は除く。
- 3.5 操作機を装備するものにあつては、バスケット装置の作動状態を確認できる位置に操作機が設置されていること。

壁面式バスケット装置	文書番号	A-09-1230600	頁	2 / 4
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2012 年 4 月 1 日	版	1 版

4 寸 法

- 4.1 バスケット装置の寸法は、図 1 による。ただし、リング及びバックボードについては 1110600、1120600、1130600 によること。

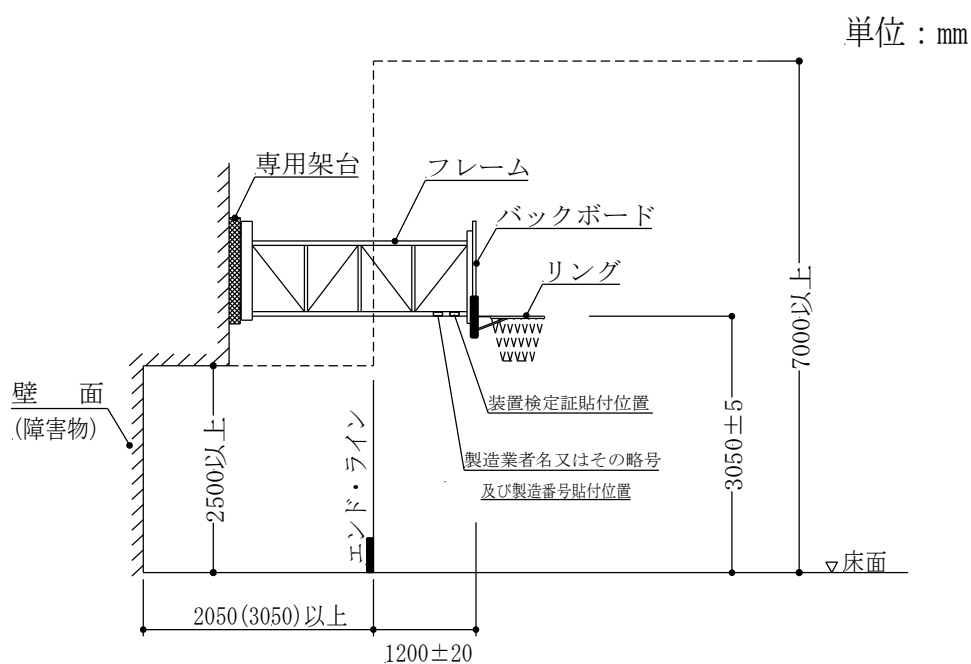


図 1

5 材 料

バスケット装置に使用する材料は、特に規定しない。なお、構成している金属材料で、接触腐食が起こるおそれのあるところ及びさびの出るおそれのあるところには、防錆処理を施すこと。ただし、リング及びバックボードについては、1110600、1120600、1130600 によること。

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度 ($20 \pm 15^{\circ}\text{C}$)、湿度 ($65 \pm 20\%\text{RH}$) とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401 (数値の丸め方) によって丸める。

壁面式バスケット装置	文書番号	A-09-1230600	頁	3 / 4
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2012 年 4 月 1 日	版	1 版

6.3 剛性試験

図 2 のようにバスケット装置を使用状態に保持し、バックボードの縦縁 $L/2$ の位置に 200N の水平荷重を加えたとき、横ずれ量を測定する。また、荷重を除去した後、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認すること。

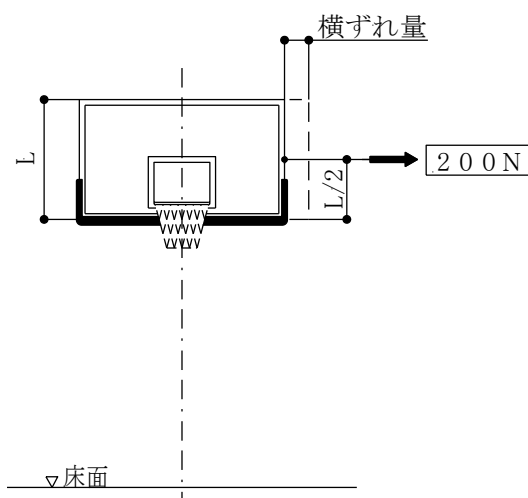


図 2

7 保証期間と標準耐用年数

バスケット装置の保証期間・標準耐用年数は、表 1 のとおりとする。ただし、リング及びバックボードについては 1110600、1120600、1130600 によること。

表 1

項 目	保障期間	標準耐用年数
フレーム	1 年	11, 200時間又は8年
電動駆動装置	1 年	2, 800時間又は2年
手動駆動装置	1 年	2, 800時間又は2年

8 表 示

- 8.1 バスケット装置には、装置検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を、1 基に 1 枚指定の位置に貼付すること。
- 8.2 操作機を装備するものにあつては、操作機付近の見やすい位置に、操作方法、注意事項などを貼付すること。

9 審 査

バスケット装置の審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

ショットクロック表示装置	文書番号	A-10-1310600	頁	1 / 4
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用するショットクロック表示装置について規定する。

2 品 質

ショットクロック表示装置は、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上げは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあつては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 表示部分は、プレイヤー、オフィシャルズ及び観客などからはっきりと確認でき、見やすいものであること。
- 2.5 操作盤は軽量小形でシンプルなものとし、容易に操作できるものであること。なお、モニター表示はなくてもよい。

3 構 造

ショットクロック表示装置の構造は、次のとおりとする。

- 3.1 ショットクロックは「24」、「14」、「12」の各表示とリセットができること。なお、このほかの任意の表示とリセットができるものであってもよい。また、「14」については「24」と「12」のリセットボタンとは別に専用のリセットボタンであること。
- 3.2 ショットクロック表示装置は、表示器、操作盤、信号コード及び電源コードなどにより構成されていること。なお、ゲーム・クロックを組込むことができる。
- 3.3 表示器の設置位置
 - (1) 移動式バスケット装置のバックボードの上方に設置。
 - (2) 床面に設置する場合はエンド・ラインから外側 2m 後方で、サイド・ラインの延長から内側 2m に設置し、4 台設置のときは、コート of 4 隅とし、2 台設置のときは、オフィシャルズ・テーブルに向って右手隅とその対角線の隅とする。
 - (3) 3×3（スリーエックススリー）にあつては、移動式バスケット装置の一部分に設置。
- 3.4 操作盤には、電源の ON/OFF スイッチ及びパイロットランプなどが付いていること。
- 3.5 ブザーの付いているものにあつては、ON/OFF のスイッチが付いていること。なお、スイッチは操作盤の側面に付けられていること。
- 3.6 電源が ON の状態では、表示器の表示部分は「0」またはリセット時間が表示され、さらに無表示状態にもできること。

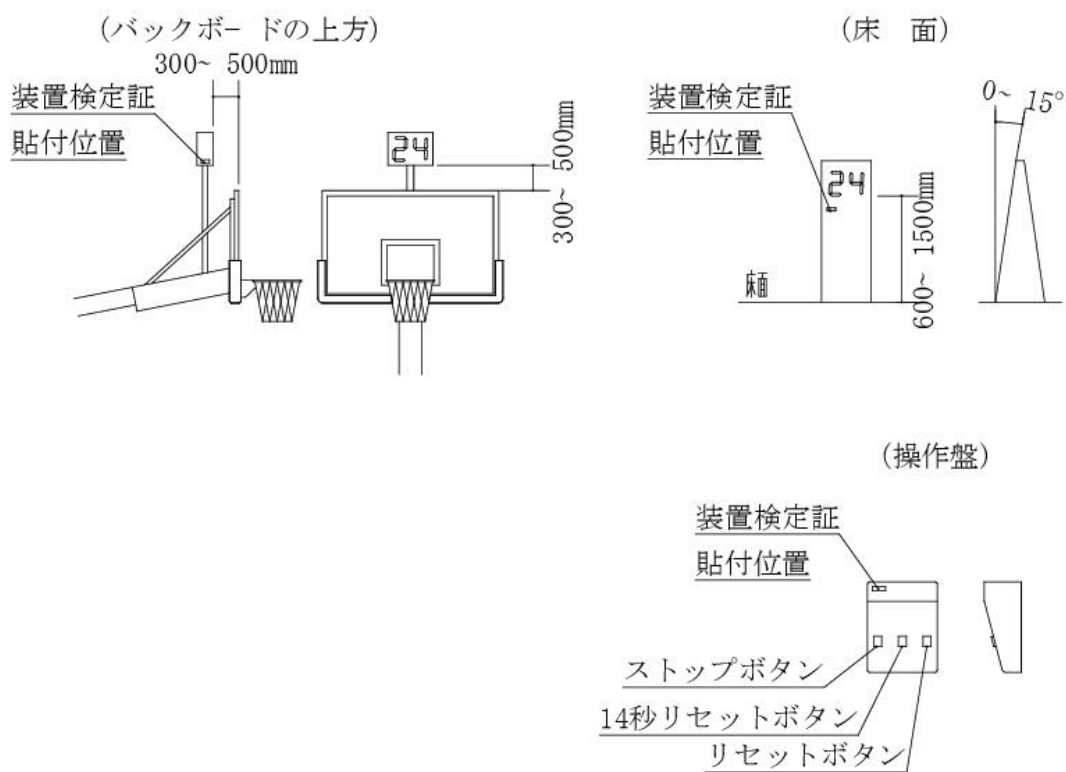
ショットクロック表示装置	文書番号	A-10-1310600	頁	2 / 4
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

- 3.7 操作盤の操作ボタンを有し、操作者の左側はストップボタン（継続：ロック式スイッチ）、右側はリセットボタンとする。
- 3.8 表示時間が経過し「0」表示するのと同時に、ゲーム・クロックに停止信号を自動的に送ることはしない。
- 3.9 操作盤の操作ボタンは、片手で操作できること。
- 3.10 レベル 1 にあつては、ラスト 5 秒から 1/10 秒表示ができること。（レベル 2 も推奨する。）

4 寸 法

ショットクロック表示装置の寸法は、次のとおりとする。

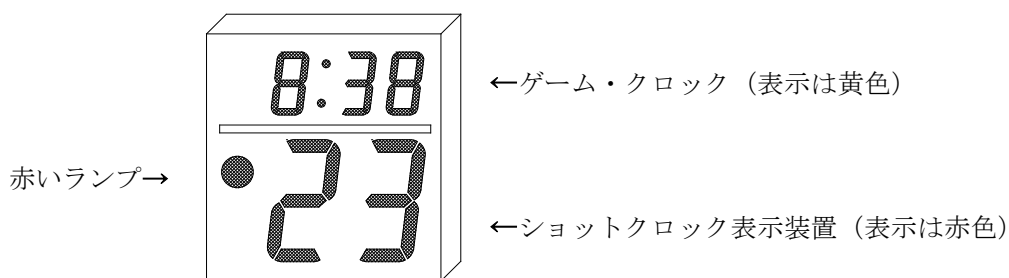
- 4.1 表示部分の数字の大きさは、電光式の場合、高さ 230mm 以上とする。
- 4.2 床面に設置した場合、表示部分の傾斜角度は $0 \sim 15^\circ$ とする。なお、数字下部までの高さは床面より 600～1500mm とする。
- 4.3 バックボードの上方に設置する表示器にあつては、バックボード前面から表示器前面まで 300～500mm とする。なお、バックボード上面より、数字下部までは 300～500mm とする。



ショットクロック表示装置	文書番号	A-10-1310600	頁	3 / 4
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

(参考例) ゲーム・クロックとショットクロック表示装置のセット

(バックボードの上方に設置)



F I B A の公式大会で使用される施設、用器具の規格はほかの主要大会でも使用されることが望ましい。

バックボードマーキングを取付けしている時は、赤いランプは無くてもよい。なお、F I B A のレベル 1 にあつては 3 面又は 4 面で表示しなければならない。(レベル 2 も推奨する)

5 材 料

ショットクロック表示装置に使用する材料は、特に規定しない。なお、構成している金属材料で、接触腐食が起こるおそれのあるところ及びさびの出るおそれのあるところには、防錆処理を施すこと。

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度 (20±15℃)、湿度 (65±20%RH) とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401 (数値の丸め方) によって丸める。

7 保証期間

ショットクロック表示装置の保証期間は、表 1 のとおりとする。

表 1

項 目	保証期間
本 体	1 年
電気部品	1 年

8 表 示

8.1 ショットクロック表示装置には、装置検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を、指定の位置に貼付すること。

9 審 査

ショットクロック表示装置の審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

ファウル回数表示装置	文書番号	A-11-1320600	頁	1 / 4
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用するファウル回数表示装置（以下「ファウル回数表示装置」という。）について規定する。

2 品 質

ファウル回数表示装置は、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上りは良好で、手指などの触れる部分には傷害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあっては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 表示部分は、プレイヤー、オフィシャルズ及び観客などからはっきりと確認でき、見やすいものであること。
- 2.5 表示器は、容易に転倒しない安定性の良いものであること。
- 2.6 操作盤は軽量小形でシンプルなものとし、容易に操作できるものであること。

3 構 造

ファウル回数表示装置の構造は、次のとおりとする。

- 3.1 ファウル回数表示装置は、表示器、操作盤、信号コード及び電源コードなどにより構成されていること。
- 3.2 表示器の表示部分は、チームファウル回数（1～5）を表示し、規定の回数（4 回）を超えたときは 5 を表示し続けるものとする。プレイヤー個人ファウル回数（1～5）も数字で表示できるようになっていること。なお、チームのファウル回数は、連続表示すること。操作スイッチ等でどちらの回数にも対応できるようにする。
- 3.3 表示器の設置位置は、オフィシャルズ・テーブルの左右とする。オフィシャルズ・テーブル上に設置するものにあっては、テーブル上の左右端とする。
- 3.4 表示器の表示部分は、1 台につき 3 面または 4 面とする。
- 3.5 表示器は、チームのファウルが規定の回数を越えたとき、赤色表示ができるようになっていないこと。なお、赤色表示は連続表示すること。
- 3.6 操作盤には、電源の ON/OFF スイッチ及びパイロットランプなどが付いていること。
- 3.7 操作盤には、チームのファウル回数、プレイヤー個人のファウル回数及び赤色表示する独立したスイッチが付いていること。

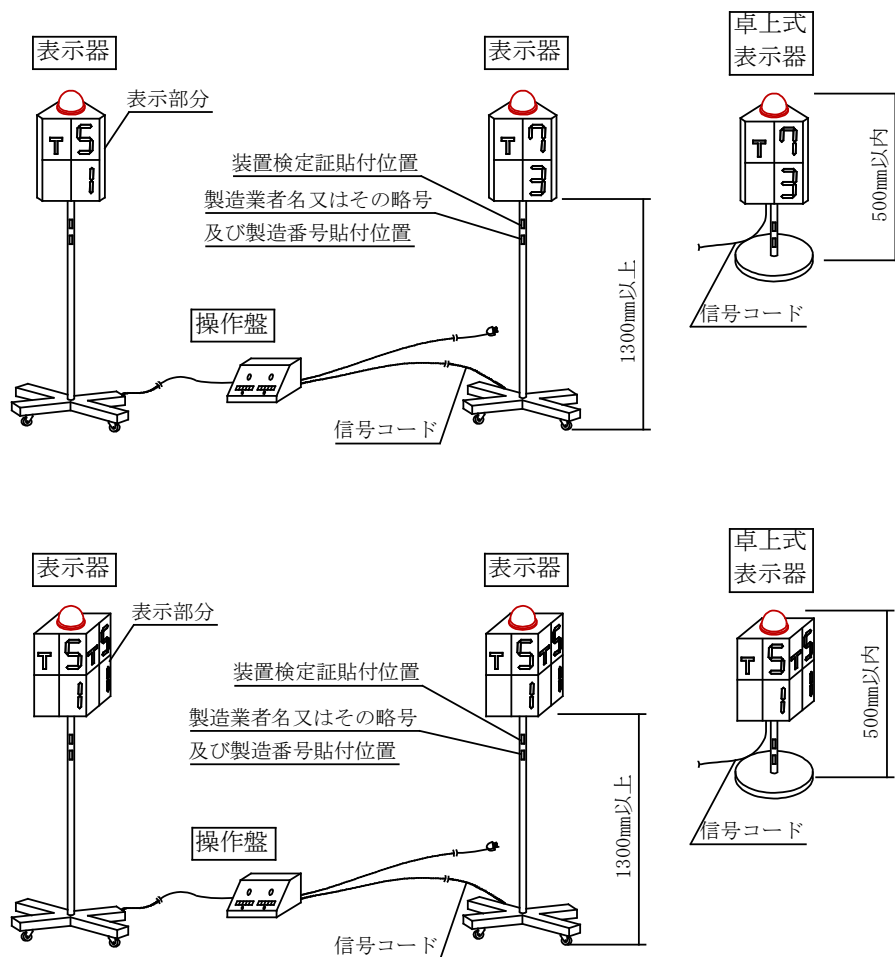
ファウル回数表示装置	文書番号	A-11-1320600	頁	2 / 4
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2021年4月1日	版	1版

4 寸 法

ファウル回数表示装置の寸法は、次のとおりとする。

- 4.1 表示部分下縁までの高さは、1300mm 以上とする。オフィシャルズ・テーブルに載せるものにあっては、全高を 500 mm 以内とする。
- 4.2 表示部分の数字の大きさは、高さ 120mm 以上とする。
- 4.3 表示器までの信号コードの長さは 5m、電源コードの長さは 10m 程度とする。

ファウル回数表示装置参考例



5 材 料

ファウル回数表示装置に使用する材料は、特に規定しない。なお、構成している金属材料で、接触腐食が起こるおそれのあるところ及びさびの出るおそれのあるところには、防錆処理を施すこと。

ファウル回数表示装置	文書番号	A-11-1320600	頁	3 / 4
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度（ $20\pm 15^{\circ}\text{C}$ ）、湿度（ $65\pm 20\%\text{RH}$ ）とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401（数値の丸め方）によって丸める。

7 保証期間

ファウル回数表示装置の保証期間は、表 1 のとおりとする。

表 1

項 目	保証期間
本 体	1 年
電気部品	1 年

8 表 示

- 8.1 ファウル回数表示装置には、装置検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を指定の位置に貼付すること。

9 審 査

ファウル回数表示装置の審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

ポゼション表示装置	文書番号	A-13-1340600	頁	1 / 4
	発行日	2006 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用するオルタネイティブポゼションを表示する装置（以下「ポゼション表示装置」という。）について規定する。

2 品 質

ポゼション表示装置は、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上りは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあっては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 表示灯は、オフィシャルズ、審判及びコーチなどからはっきりと確認でき、見やすいものであること。
- 2.5 表示器は卓上型で、オフィシャルズが容易に操作できるものであること。

3 構 造

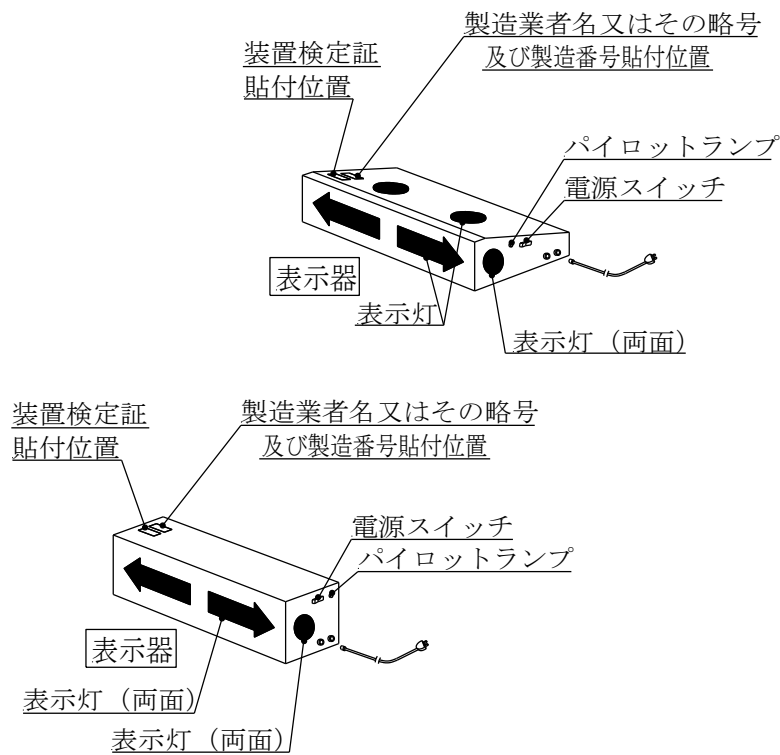
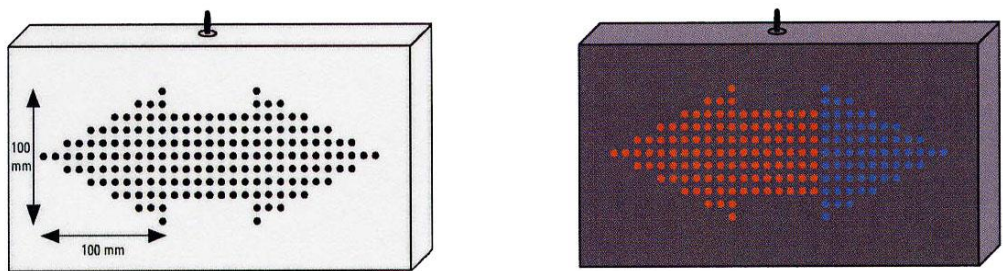
ポゼション表示装置の構造は、次のとおりとする。

- 3.1 ポゼション表示装置は、表示器及び電源コードなどにより構成されていること。
- 3.2 次にスロー・インのボールが与えられるチームの攻撃する方向が判別できるように、独立した赤色矢印の表示灯をコートに向かって表示できること。
- 3.3 オフィシャルと各チーム側から見えるよう側面に、円形赤色の表示灯または矢印がついていること。
- 3.4 表示器の設置位置は、オフィシャルズ・テーブルの上とする。
- 3.5 表示器の側面には、電源 ON/OFF スイッチ及びパイロットランプなどが付いていること。
- 3.6 表示灯の ON/OFF スイッチ・全消灯スイッチは、操作しやすい位置についていること。
- 3.7 試合中に次にスロー・インとなる側を点灯させるために表示灯の ON/OFF スイッチを押すと、それまで表示されていた側の表示灯は自動的に消灯し、表示灯が切り替わる構造となっていること。
- 3.8 表示器は、どちらの側でもないニュートラルの表示とその表示に切り替えるスイッチがあること。

ポゼション表示装置	文書番号	A-13-1340600	頁	2 / 4
	発行日	2006年4月1日		
	改訂日	2008年4月1日	版	1版

4 寸 法

FIBA 仕様の表示器例を参考にする。



5 材 料

ポゼション表示装置に使用する材料は、特に規定しない。なお、構成している金属材料で、接触腐食が起こるおそれのあるところ及びさびの出るおそれのあるところ

には、防錆処理を施すこと。

ポゼション表示装置	文書番号	A-13-1340600	頁	3 / 4
	発行日	2006 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度（ $20\pm 15^{\circ}\text{C}$ ）、湿度（ $65\pm 20\%\text{RH}$ ）とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401（数値の丸め方）によって丸める。

7 保証期間

ポゼション表示装置の保証期間は、表 1 のとおりとする

表 1

項 目	保証期間
本 体	1 年
電気部品	1 年

8 表 示

- 8.1 ポゼション表示装置には、装置検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を指定の位置に貼付すること。

9 審 査

ポゼション表示装置の審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

コート、ライン及び付帯条件	文書番号	A-14-1910600	頁	1 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用するコート、ライン及び付帯条件について規定する。

2 コート

コートは縦 28m、横 15m とする。

3 ライン

ラインは次の部分によって構成され、ラインの色は白色で幅はすべて 50mm とする。なお、各部の寸法は図 1 から図 2 による。ただし、チーム・ベンチ・エリアとスローイン・サイド・ラインにあつては、随時ラインテープなどによって示されるものであつてもよい。

- (1) サイド・ライン
- (2) エンド・ライン
- (3) センター・サークル
- (4) センター・ライン
- (5) スリー・ポイント・ライン
- (6) フリースロー・ライン
- (7) フリースロー・レーン
- (8) チーム・ベンチ・エリア
- (9) ノーチャージ・セミサークル
- (10) スローイン・サイド・ライン

コート、ライン及び付帯条件	文書番号	A-14-1910600	頁	2 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

4 付帯条件

バスケット装置を設置する場合には、次の各項目に適合しなければならない。

- 4.1 コート上高さ 7m の範囲内には、競技の妨げとなるような障害物などがあってはならない。ただし、バスケット装置本体及びその付属部分はこの含まれない。
- 4.2 サイド・ライン及びエンド・ラインの周囲 2m の範囲内には、競技の妨げとなるような障害物などがあってはならない。ただし、バスケット装置本体及びその付属部分はこの含まれない。
- 4.3 チーム・ベンチ・エリアが設けられたサイド・ライン側 3m の中央位置の領域においては、オフィシャルズ・テーブルを設置できる範囲を確保しなければならない。
- 4.4 コート上の照明は十分かつむらがなく、競技の妨げとならない配慮がなされたものでなければならない。

5 許容差

規格に示されている 2、3 及び 4 の寸法は正式でかつ重要なものであるが、ライン幅においては±1 mm、コートの縦及び横は±20 mm、その他の寸法は競技を行うに際して著しい妨げとならない程度の範囲とする。

6 附則

- 6.1 吊下式バスケット装置及び壁面式バスケット装置は、コート、ライン及び付帯条件によって検定の区分がなされている。なお、判定の基準は表 1 による。

表 1

項 目	判定の基準
コートの大きさ	コートは縦 28m、横 15m とする。
コート上の高さ	コート上の高さ 7m の範囲内には障害物などがないこと。
周囲の障害	サイド・ライン及びエンド・ラインの周囲 2m の範囲内には障害物などがないこと。

- 6.2 吊下式バスケット装置検定品とは、表 1 に該当するものをいう。なお、該当しないものは吊下式普及バスケット装置検定品とする。
- 6.3 壁面式バスケット装置検定品とは、表 1 に該当するものをいう。なお、該当しないものは壁面式普及バスケット装置検定品とする。

コート、ライン及び付帯条件	文書番号	A-14-1910600	頁	3 / 5
	発行日	2011年4月1日		
	改訂日	2021年4月1日	版	1版

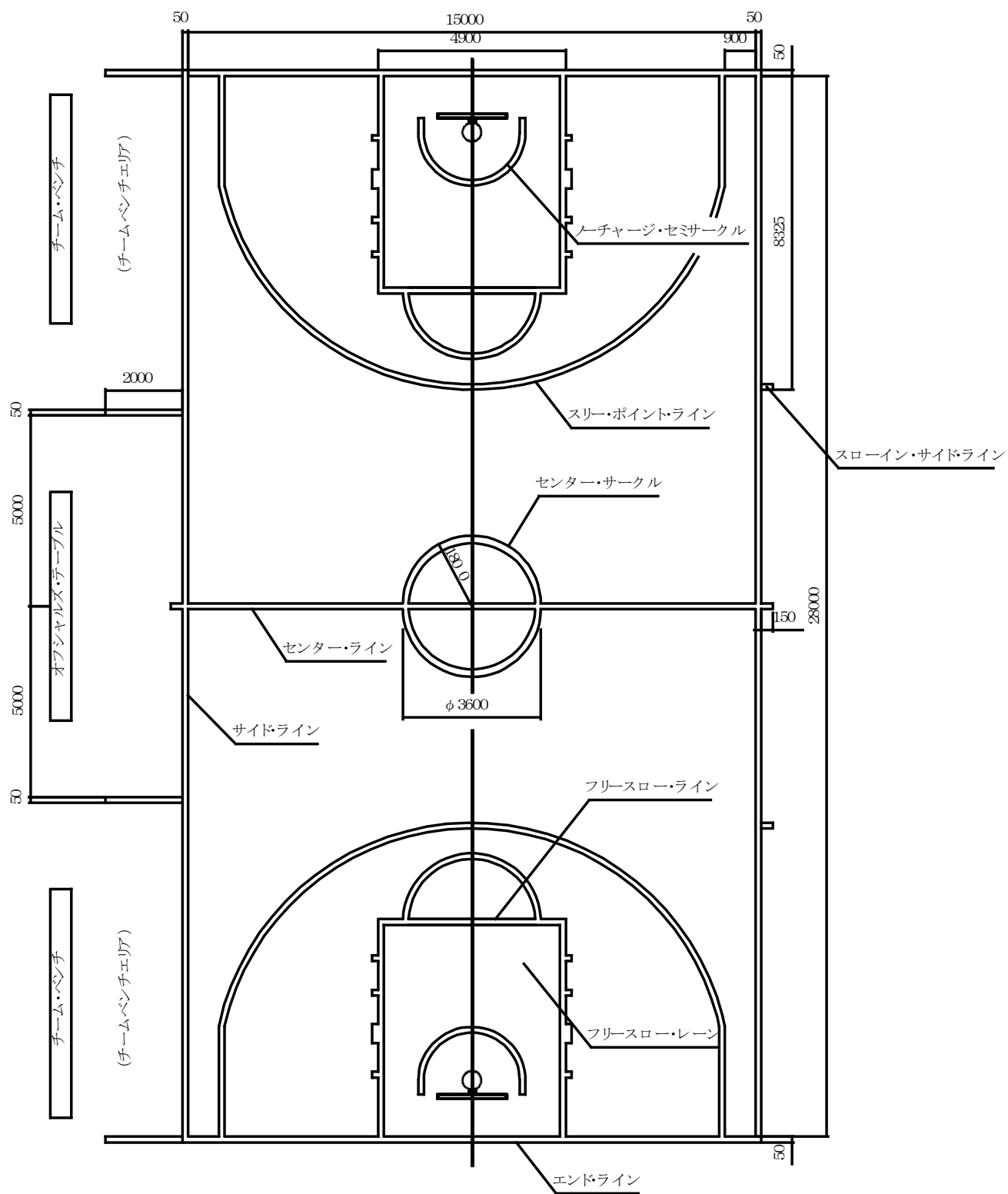


図 1

コート、ライン及び付帯条件	文書番号	A-14-1910600	頁	4 / 5
	発行日	2011年4月1日		
	改訂日	2021年4月1日	版	1版

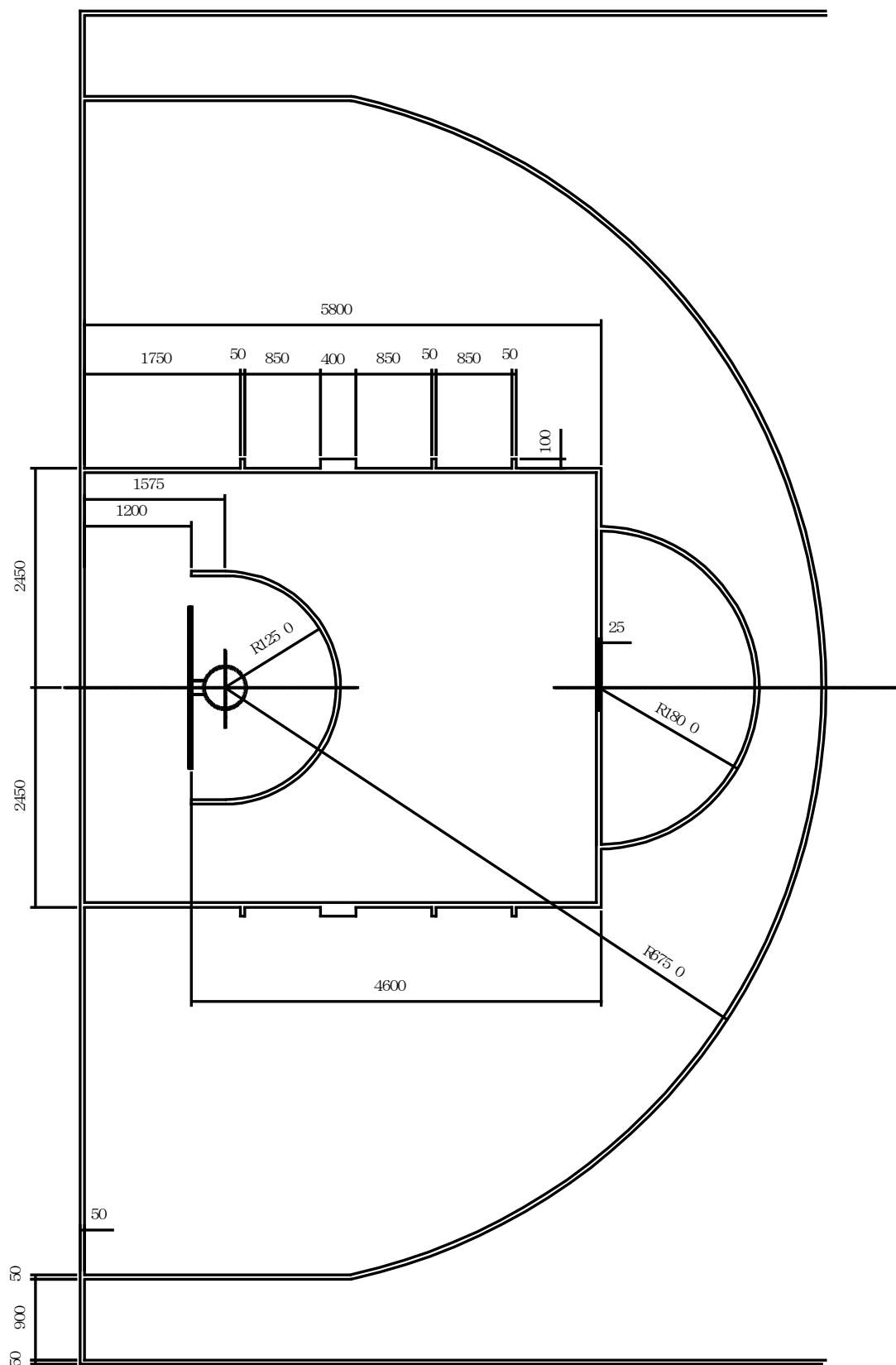


図 2

3×3 コート、ライン及び付帯条件	文書番号	A-14-1910600	頁	1 / 3
	発行日	2021 年 4 月 1 日		
	改訂日		版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用する 3×3（スリーエックススリー）コート、ライン及び付帯条件について規定する。

2 コート

コートは縦 11m、横 15m とする。

3 ライン

ラインは次の部分によって構成され、ラインの色は白色で幅はすべて 50mm とする。なお、各部の寸法は図 1 による。ただし、通常のコートの半分によって示されるものであってもよい。

- (1) サイド・ライン
- (2) エンド・ライン
- (3) ツー・ポイント・ライン
- (4) フリースロー・ライン
- (5) フリースロー・レーン
- (6) ノーチャージ・セミサークル

4 付帯条件

- 4.1 コート上の照明は十分かつむらがなく、競技の妨げとならない配慮がなされたものでなければならない。

5 許容差

規格に示されている 2、3 及び 4 の寸法は正式でかつ重要なものであるが、ライン幅においては±1 mm、コートの縦及び横は±20 mm、その他の寸法は競技を行うに際して著しい妨げとならない程度の範囲とする。

3×3 コート、ライン及び付帯条件	文書番号	A-14-1910600	頁	2 / 3
	発行日	2021 年 4 月 1 日		
	改訂日		版	1 版

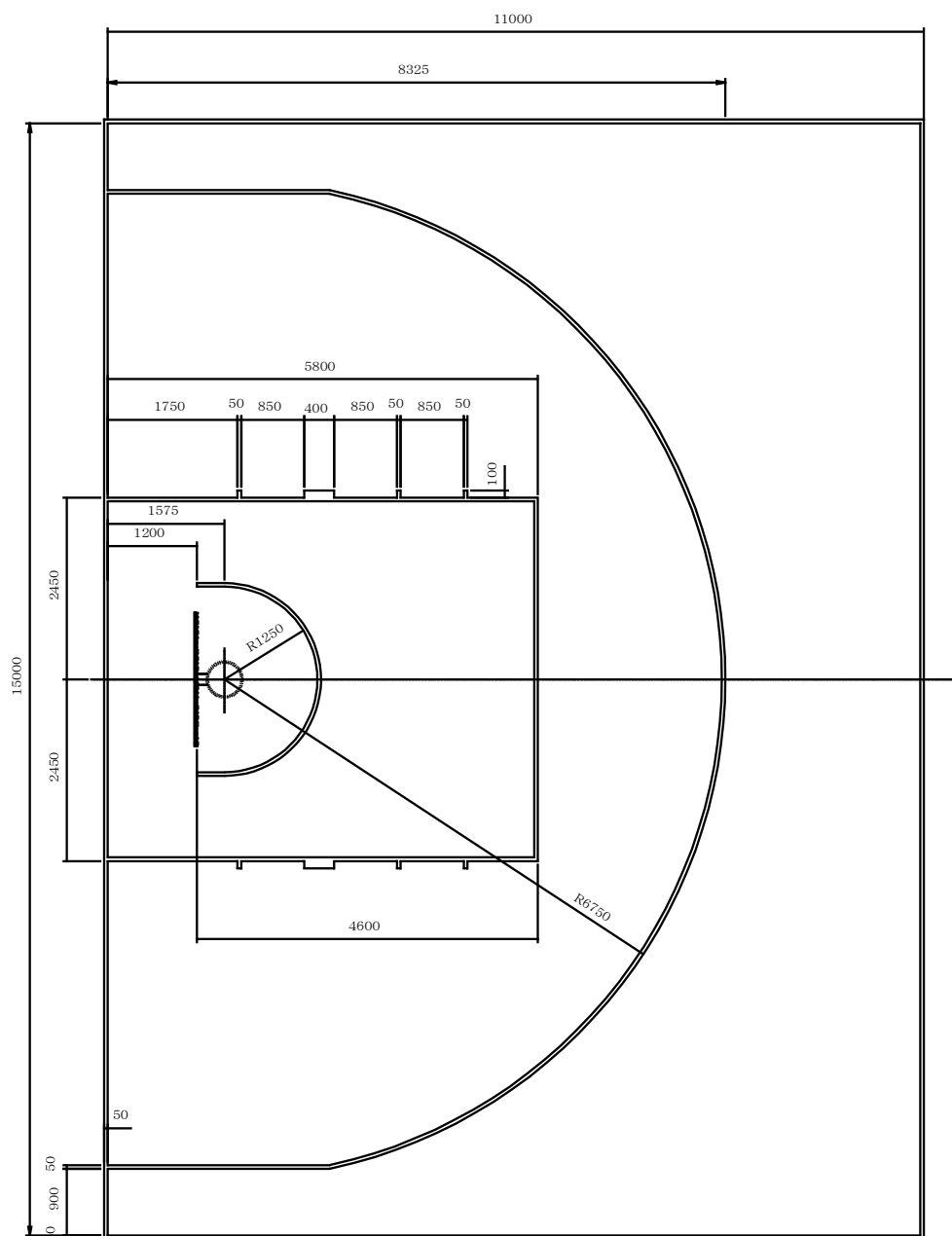


図 1

ミニバックボード	文書番号	A-15-2130600	頁	1 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、ミニバスケットボール競技に使用するミニバックボード（以下「ミニバックボード」という。）について規定する。

2 品 質

ミニバックボードは、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上げは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがり、はがれ、ささくれなどが無いこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあつては、素地の露出、はがれ、さびなどが無いこと。
- 2.4 強度は、6.3 によって試験し、たわみ量は表 1 に適合しなければならない。また、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。

表 1

単位：mm

項目	たわみ量
透明板	8 以下
FRP 板	5 以下
木板	5 以下

- 2.5 剛性及びリング取付け箇所の強度は、6.4 によって試験し、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.6 ねじれ、そりは、6.5 によって試験し、3mm 以下であること。
- 2.7 ミニバックボードのどの部分にボールが当たっても、はずみは同一であることが望ましい。
- 2.8 FRP 板及び木板の表面の色は、白とする。
- 2.9 ミニバックボード表面の縁とりの線及び側面と、リング後方の長方形の線の色は、透明板の場合は白、そのほかの場合は黒とする。
- 2.10 ボード取付具とミニバックボードとの接触面の色は、グレーとする。
- 2.11 パッドの色は白を標準とし、衝撃を吸収するものでなければならない。

ミニバックボード	文書番号	A-15-2130600	頁	2 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

3 構 造

ミニバックボードの構造は、次のとおりとする。

- 3.1 ミニバックボードの表面には、取付具及びねじなどの頭が突出しないこと。
- 3.2 透明板は、下縁及び側面に図 1 のようにパッドを取付けなければならない。

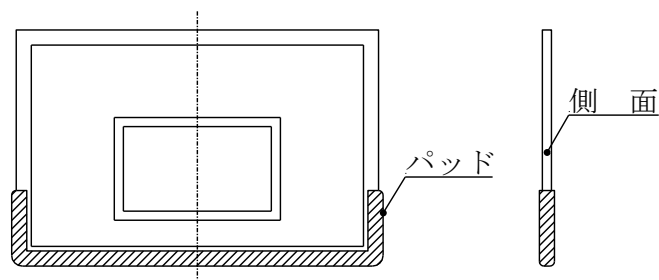


図 1

- 3.3 ミニバックボードの周囲は、図 2 のように幅 50 ± 1 mm の線で縁どる。また、リングの後方に幅 30 ± 1 mm の線で長方形をえがく。この長方形の寸法は外側で、水平方向 550 ± 3 mm、垂直方向 340 ± 3 mm とし、底線の上縁はリングと同じ高さにする。

単位：mm

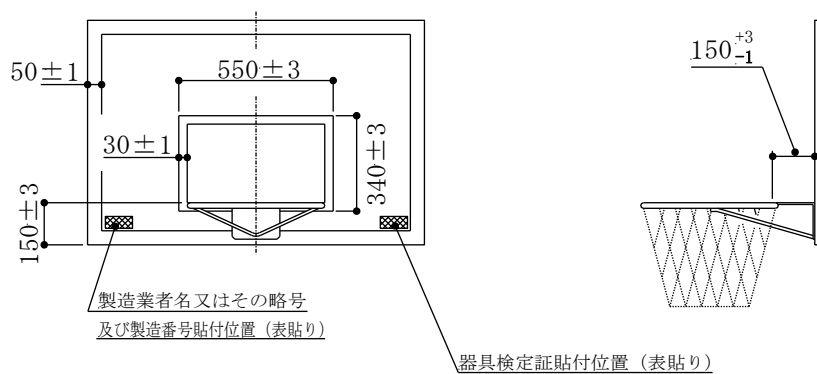


図 2

ミニバックボード	文書番号	A-15-2130600	頁	3 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

4 寸 法

4.1 ミニバックボードの寸法は、表 2 による。

単位：mm

表 2

バックボード寸法	
水平(横)方向	垂直(縦)方向
1200±5	800±5

5 材 料

ミニバックボードに使用する材料は、表 3 に示すものまたは同等以上のものを使用すること。

表 3

項目	材料
透明板	プラスチック(アクリルなど)とし、透明の単一体
FRP 板	FRP(強化プラスチック)とし、防水性のあるもの
木 板	木材とプラスチックを張り合わせたもの及び合板

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度 (20±15℃)、湿度 (65±20%RH) とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401 (数値の丸め方) によって丸める。

ミニバックボード	文書番号	A-15-2130600	頁	4 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

6.3 強度試験

図 3 のように強固な水平面上にミニバックボード（取付具は除く）の表面を上にして置き、500N（底面 250mm×250mm）の荷重を中央に加え 1 分間以上保持し安定させた後、たわみ量を鋼尺または同等以上の精度を有するものによって測定する。また、荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないかを確認すること。

なお、測定点はセンター・ライン上とする。

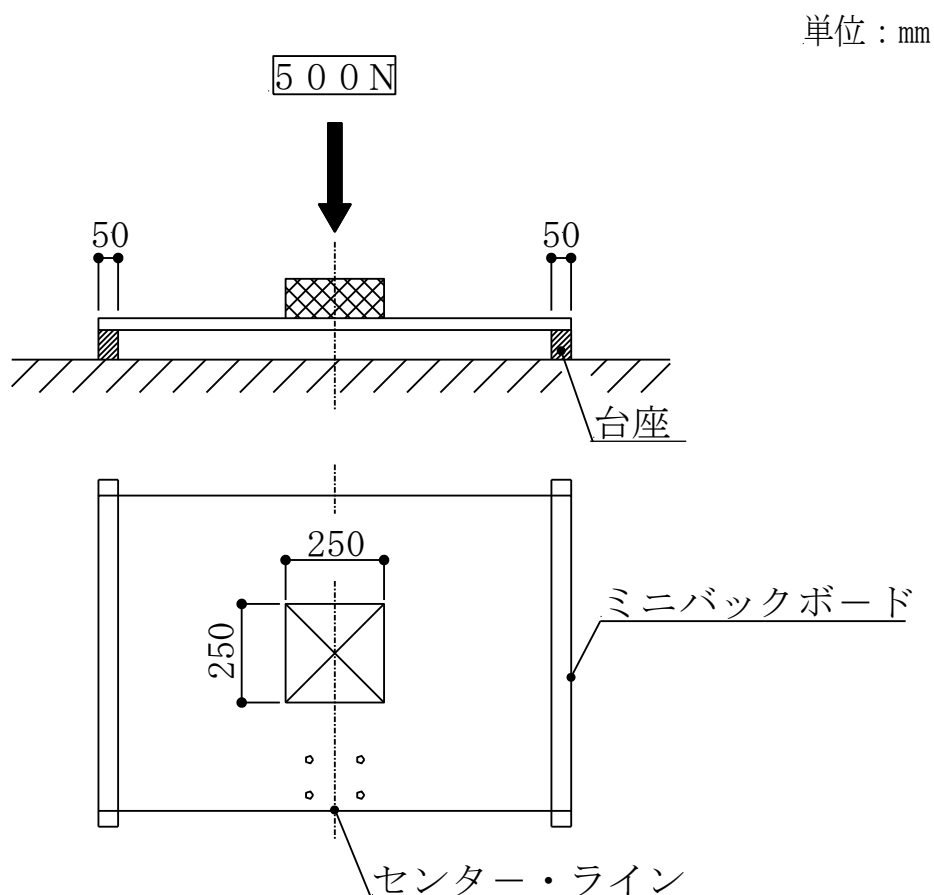


図 3

ミニバックボード	文書番号	A-15-2130600	頁	5 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

6.4 ミニバックボードの剛性及びリング取付箇所強度試験

図 4 のように、ミニバックボードを使用状態に保持し、固定リング先端に 300N の荷重を静かに垂直方向に 1 分間以上負荷し安定させた後、さらに 700N の荷重を静かに加え 1000N とし 1 分間以上保持し安定させる。荷重を加えている間及び全荷重を除去した後、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認する。なお、保持面よりミニバックボード前面までの距離は短く保ち、負荷時にアームがたわんだり、変形しないようにすること。

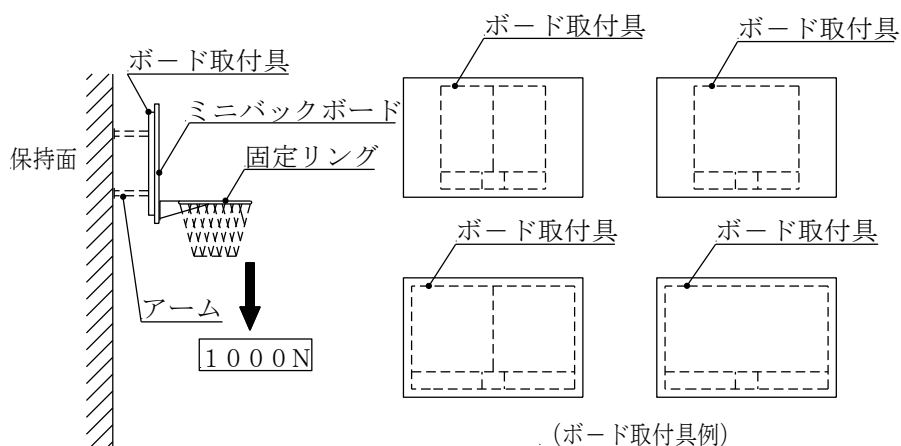


図 4

6.5 ミニバックボードのねじれ、そり試験

図 5 のようにミニバックボードを立てた状態に保持し、対角 2 箇所それぞれ水糸などを張り、ねじれ、そり量の最大値を鋼尺または同等以上の精度を有するものによって測定する。

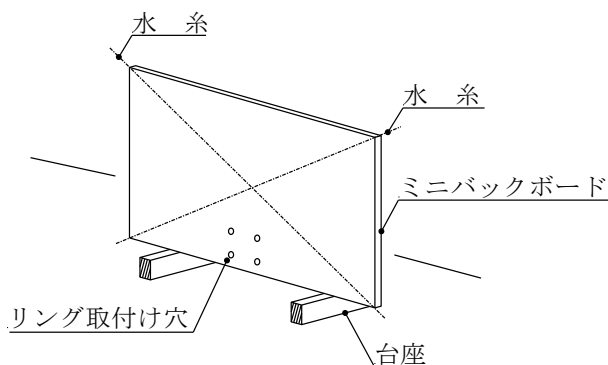


図 5

ミニバックボード	文書番号	A-15-2130600	頁	6 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

7 保証期間と標準耐用年数

ミニバックボードの保証期間・標準耐用年数は、表 4 のとおりとする。

表 4

項 目	保証期間	標準耐用年数
透明板	1 年	10,000時間又は7年
FRP板	1 年	7,000時間又は5年
木 板	1 年	7,000時間又は5年

8 表 示

ミニバックボードには、器具検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を指定の位置に貼付すること。

9 審 査

ミニバックボードの審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

移動式ミニバスケット装置	文書番号	A-16-2210600	頁	1 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、ミニバスケットボール競技に使用する移動式バスケット装置（以下「ミニバスケット装置」という。）について規定する。

2 品 質

ミニバスケット装置は、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上りは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあっては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 安定性及び強度は、6.3 によって試験し、荷重を加えたとき、ミニバスケット装置がずれたり、基台後部が浮き上がらないこと。また、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.5 剛性は、6.4 によって試験し、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.6 ミニバックボードは、2130600 を使用し、リングは 1110600 を強固に取付けること。
- 2.7 支柱前面には、選手などが衝突時の傷害を防ぐために、衝撃を吸収する防護マットが取付けられていること。
- 2.8 重錘は、十分な強度を有し、容易に外れないよう確実に基台に固定されていること。

3 構 造

ミニバスケット装置の構造は、次のとおりとする。

- 3.1 使用時におけるリングの高さは、床面からリング上面まで $2600 \pm 5\text{mm}$ であること。
- 3.2 ミニバスケット装置には、位置を固定できる強固な装置（キャスターストッパーなど）が取付けられていること。

移動式ミニバスケット装置	文書番号	A-16-2210600	頁	2 / 5
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2021年4月1日	版	1版

4 寸 法

- 4.1 ミニバスケット装置の寸法は、図1による。ただし、リング及びミニバックボードについては1110600、2130600によること。

単位：mm

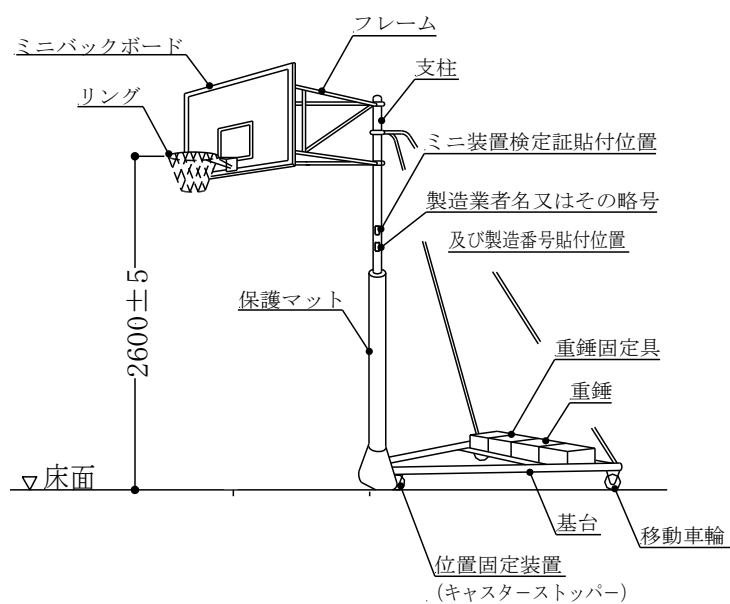
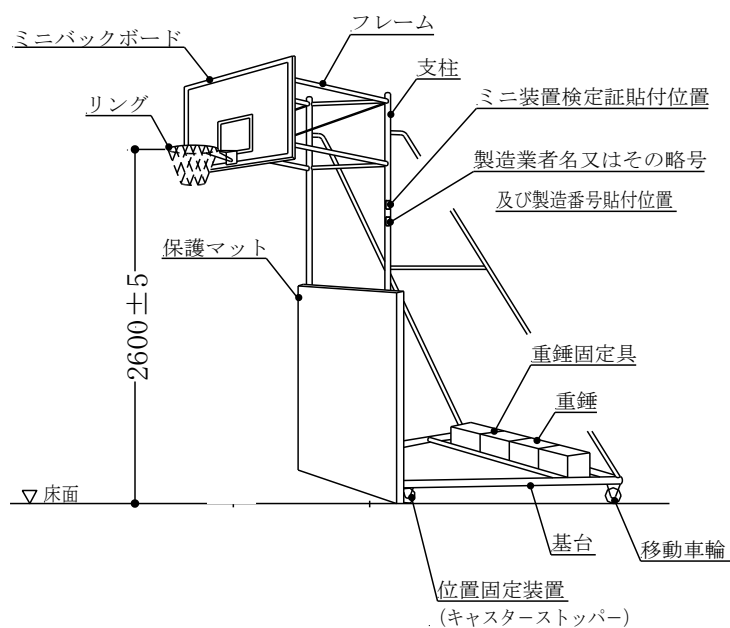


図 1

移動式ミニバスケット装置	文書番号	A-16-2210600	頁	3 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

5 材 料

ミニバスケット装置に使用する材料は、特に規定しない。なお、構成している金属材料で、接触腐食が起こるおそれのあるところ及びさびの出るおそれのあるところには、防錆処理を施すこと。ただし、リング及びミニバックボードについては、1110600、2130600 によること。

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度 ($20 \pm 15^{\circ}\text{C}$)、湿度 ($65 \pm 20\%\text{RH}$) とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401 (数値の丸め方) によって丸める。

6.3 安定性及び強度試験

図 2 のようにミニバスケット装置を使用状態に設置し、固定リング先端に 800N の垂直荷重を加えたとき、ミニバスケット装置のずれ及び基台後部の浮き上がりがないかを確認する。また、荷重を除去した後、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認すること。

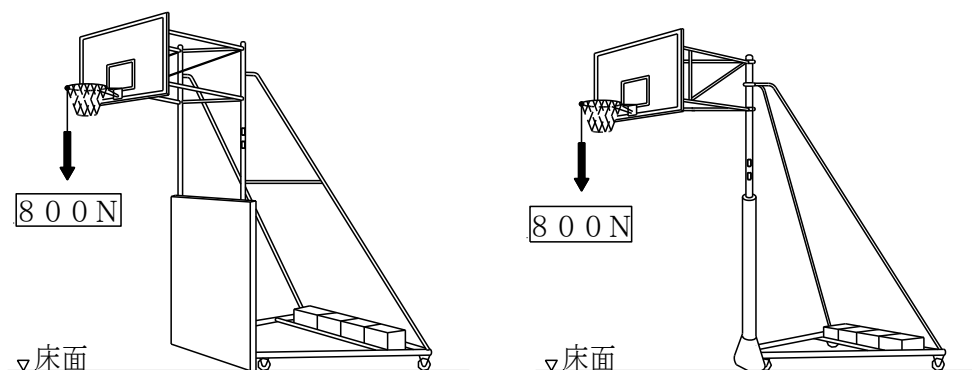


図 2

移動式ミニバスケット装置	文書番号	A-16-2210600	頁	4 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

6.4 剛性試験

図 3 のように、ミニバスケット装置を使用状態に設置し、ミニバックボードの縦縁 $L/2$ の位置に 200N の水平荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認すること。

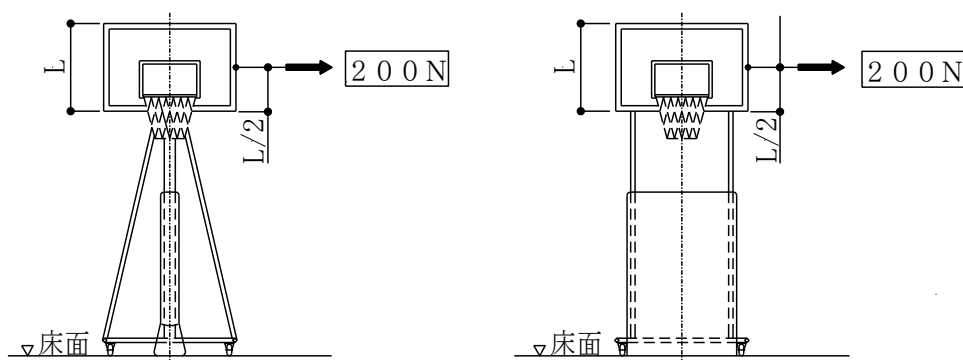


図 3

7 保証期間と標準耐用年数

ミニバスケット装置の保証期間・標準耐用年数は、表 1 のとおりとする。ただし、リング及びミニバックボードについては 1110600、2130600 によること。

表 1

項 目	保証期間	標準耐用年数
防護マット	1 年	2,800時間又は2年
基台、支柱、フレーム	1 年	10,000時間又は7年

8 表 示

- 8.1 ミニバスケット装置には、ミニ装置検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を、1 基に 1 枚指定の位置に貼付すること。
- 8.2 操作機を装備するものにあつては、操作機付近の見やすい位置に、操作方法、注意事項などを貼付すること。

9 審 査

ミニバスケット装置の審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

吊下式ミニバスケット装置	文書番号	A-17-2220600	頁	1 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、ミニバスケットボール競技に使用する吊下式ミニバスケット装置（以下「ミニバスケット装置」という。）について規定する。

2 品 質

ミニバスケット装置は、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上りは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあっては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 剛性は、6.3 によって試験し、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.5 ミニバックボードは、2130600 を使用し、リングは 1110600 を強固に取付けること。
- 2.6 ミニバスケット装置を取付ける箇所には、強固な専用梁が施されていること。
- 2.7 ミニバスケット装置を吊下げるワイヤロープなどは、十分な強度を有していること。

3 構 造

ミニバスケット装置の構造は、次のとおりとする。

- 3.1 使用時におけるリングの高さは、床面からリング上面まで $2600 \pm 5\text{mm}$ であること。
- 3.2 使用時におけるミニバックボードの上前方（コート内）には、吊り上げ用ワイヤロープなどの障害物が極度に突出していないこと。
- 3.3 エンド・ラインより障害物までの距離は、1000mm 以上であること。
- 3.4 コート上には競技の妨げとなるような障害物（防球ネットなど）があってはならない。ただし、ミニバスケット装置本体及びその付属部分（専用梁、専用メンテナンス通路など）は除く。
- 3.5 操作機を装備するものにあつては、ミニバスケット装置の作動状態を確認できる位置に操作機が設置されていること。

吊下式ミニバスケット装置	文書番号	A-17-2220600	頁	2 / 5
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2006年4月1日	版	1版

4 寸 法

- 4.1 ミニバスケット装置の寸法は、図1による。ただし、リング及びミニバックボードについては1110600、2130600によること。

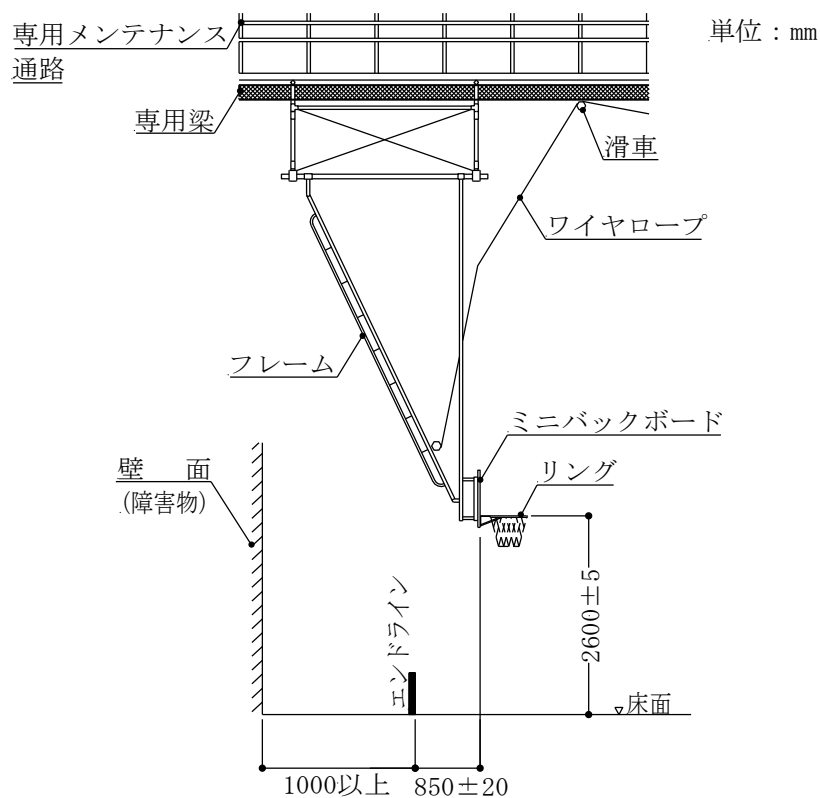


図 1

5 材 料

ミニバスケット装置に使用する材料は、特に規定しない。なお、構成している金属材料で、接触腐食が起こるおそれのあるところ及びさびの出るおそれのあるところには、防錆処理を施すこと。ただし、リング及びミニバックボードについては、1110600、2130600によること。

吊下式ミニバスケット装置	文書番号	A-17-2220600	頁	3 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度 ($20 \pm 15^{\circ}\text{C}$)、湿度 ($65 \pm 20\%\text{RH}$) とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401 (数値の丸め方) によって丸める。

6.3 剛性試験

図 2 のようにミニバスケット装置を使用状態に保持し、ミニバックボードの縦縁 $L/2$ の位置に 200N の水平荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認すること。

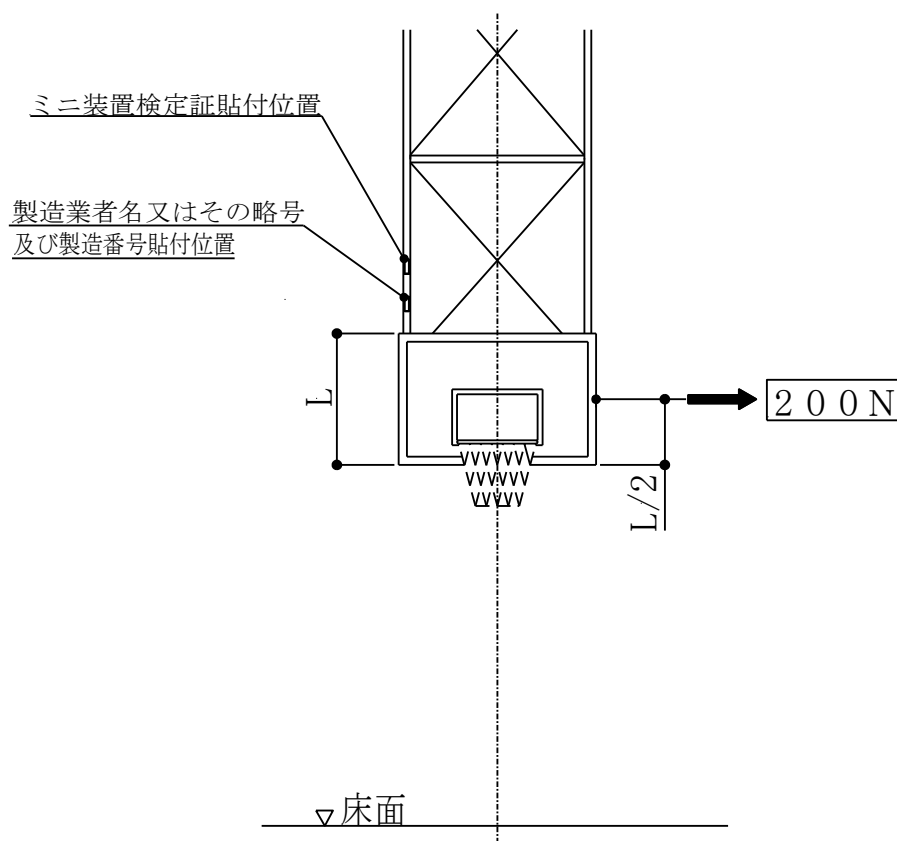


図 2

吊下式ミニバスケット装置	文書番号	A-17-2220600	頁	4 / 5
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

7 保証期間と標準耐用年数

ミニバスケット装置の保証期間・標準耐用年数は、表 1 のとおりとする。ただし、リング及びミニバックボードについては 1110600、2130600 によること。

表 1

項 目	保証期間	標準耐用年数
吊 下 部	1 年	11, 200時間又は8年
ワイヤロープ	1 年	2, 800時間又は2年
滑 車	1 年	2, 800時間又は2年
電動駆動装置	1 年	2, 800時間又は2年
手動駆動装置	1 年	2, 800時間又は2年

8 表 示

- 8.1 ミニバスケット装置には、ミニ装置検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を、1 基に 1 枚指定の位置に貼付すること。
- 8.2 操作機を装備するものにあつては、操作機付近の見やすい位置に、操作方法、注意事項などを貼付すること。

9 審 査

ミニバスケット装置の審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

壁面式ミニバスケット装置	文書番号	A-18-2230600	頁	1 / 4
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、ミニバスケットボール競技に使用する壁面式ミニバスケット装置（以下「ミニバスケット装置」という。）について規定する。

2 品 質

ミニバスケット装置は、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上げは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあつては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 剛性は、6.3 によって試験し、荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
- 2.5 ミニバックボードは、2130600 を使用し、リングは 1110600 を強固に取付けること。
- 2.6 ミニバスケット装置を取付ける箇所には、強固な専用架台（鉄骨及び鉄筋コンクリートなど）が施されていること。

3 構 造

ミニバスケット装置の構造は、次のとおりとする。

- 3.1 使用時におけるリングの高さは、床面からリング上面まで $2600 \pm 5\text{mm}$ であること。
- 3.2 専用架台を設置する壁面は、エンド・ラインより内側（コート内）にあつてはならない。
- 3.3 エンド・ラインより障害物までの距離は、1000mm 以上であること。
- 3.4 コート上には競技の妨げとなるような障害物（防球ネットなど）があつてはならない。ただし、ミニバスケット装置本体は除く。
- 3.5 操作機を装備するものにあつては、ミニバスケット装置の作動状態を確認できる位置に操作機が設置されていること。

壁面式ミニバスケット装置	文書番号	A-18-2230600	頁	2 / 4
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2008 年 4 月 1 日	版	1 版

4 寸 法

- 4.1 ミニバスケット装置の寸法は、図 1 による。ただし、リング及びミニバックボードについては 1110600、2130600 によること。

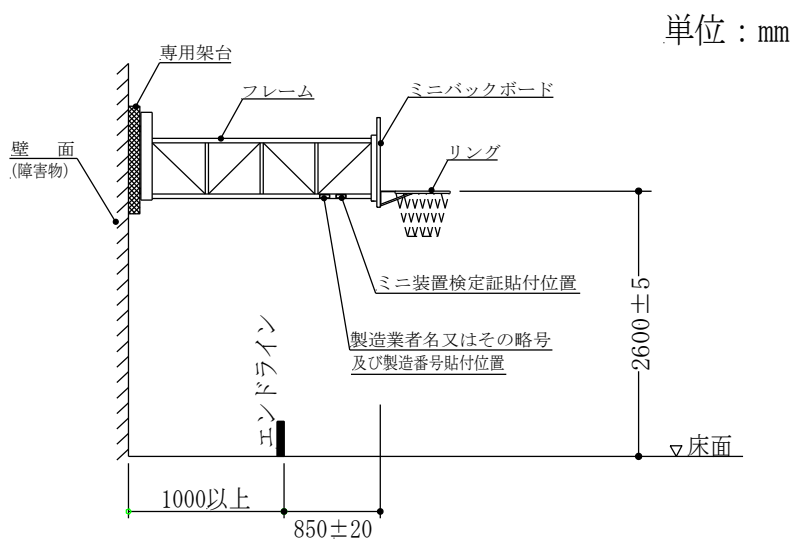


図 1

5 材 料

ミニバスケット装置に使用する材料は、特に規定しない。なお、構成している金属材料で、接触腐食が起こるおそれのあるところ及びさびの出るおそれのあるところには、防錆処理を施すこと。ただし、リング及びミニバックボードについては、1110600、2130600 によること。

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度（ $20 \pm 15^{\circ}\text{C}$ ）、湿度（ $65 \pm 20\% \text{RH}$ ）とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401（数値の丸め方）によって丸める。

壁面式ミニバスケット装置	文書番号	A-18-2230600	頁	3 / 4
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2006 年 4 月 1 日	版	1 版

6.3 剛性試験

図 2 のようにミニバスケット装置を使用状態に保持し、ミニバックボードの縦縁 L / 2 の位置に 200N の水平荷重を加えたとき及び荷重を除去した後、各部の異状の有無を目視、触感などにより確認すること。

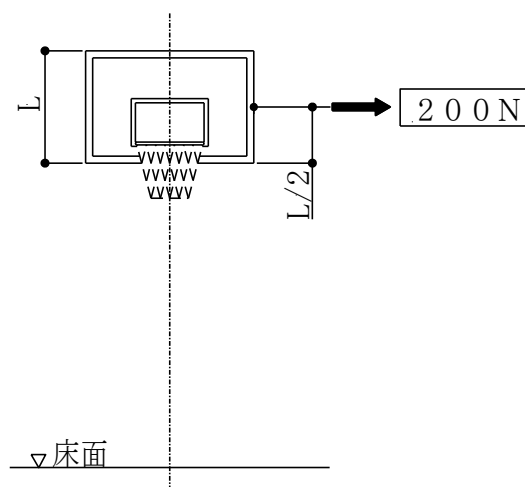


図 2

7 保証期間と標準耐用年数

ミニバスケット装置の保証期間・標準耐用年数は、表 1 のとおりとする。ただし、リング及びミニバックボードについては 1110600、2130600 によること。

表 1

項 目	保障期間	標準耐用年数
フレーム	1 年	11, 200時間又は8年
電動駆動装置	1 年	2, 800時間又は2年
手動駆動装置	1 年	2, 800時間又は2年

8 表 示

- 8.1 ミニバスケット装置には、ミニ装置検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を、1 基に 1 枚指定の位置に貼付すること。
- 8.2 操作機を装備するものにあつては、操作機付近の見やすい位置に、操作方法、注意事項などを貼付すること。

9 審 査

ミニバスケット装置の審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

ミニコート、ライン及び付帯条件	文書番号	A-19-2910600	頁	1 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

1 適応範囲

この規格は、ミニバスケットボール競技に使用するコート、ライン及び付帯条件について規定する。

2 コート

コートは適切なバランスを留意した上で、縦 22m 以上 28m 以下、横 12m 以上 15m 以下であること。なお、日本バスケットボール協会の定めたコート 1910600 を補正して用いることができる。

3 ライン

ラインは次の部分によって構成され、ラインの色は白色で幅はすべて 50mm とする。なお、各部の寸法は図 1、図 2 による。ただし、ライン 1910600 を補正して競技を行う場合は、随時ラインテープ等によって示されるものであってもよい。

- (1) サイド・ライン
- (2) エンド・ライン
- (3) センター・サークル
- (4) センター・ライン
- (5) フリースロー・ライン
- (6) フリースロー・レーン

4 付帯条件

ミニバスケット装置を設置する場合には、次の各項目に適合しなければならない。

- 4.1 コート上には、競技の妨げとなるような障害物等があってはならない。ただし、バスケット装置本体及びその付属部分はこれに含まれない。
- 4.2 サイド・ライン及びエンド・ラインの周囲 1m の範囲内には、競技の妨げとなるような障害物があってはならない。ただし、バスケット装置本体及びその付属部分はこれに含まれない。
- 4.3 コート上の照明は十分かつむらがなく、競技の妨げとならない配慮がなされたものでなければならない。

5 許容差

規格に示されている 2、3 及び 4 の寸法は正式でかつ重要なものであるが、ライン幅においては±1 mm、コートの縦及び横は±20 mm、その他の寸法は競技を行うに際して著しい妨げとならない程度の範囲とする。

ミニコート、ライン及び付帯条件	文書番号	A-19-2910600	頁	2 / 7
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

6 附則

6.1 ミニバスケット用コート及びラインは、図 3 から図 6 のように 1910600 を補正して用いることができる。ただし、スリー・ポイント・ライン及びチーム・ベンチ・エリアは用いないものとする。また、補正によって不要となるラインなどは床面と近似色のテープなどで覆うことが望ましい。

6.2 上記 6.1 の補正は次の各項目に適合しなければならない。

6.2.1 フリースロー・レーンのフリースロー・ラインは、バックボードの前面から 4000mm の位置であること。

6.2.2 バックボードの前面からエンド・ラインまでの距離は、850～1200mm であること。

6.3 ミニバスケット装置は、コート、ライン及び付帯条件にかかわらず該当するもの全てミニバスケット装置検定品とする。

6.4 ミニバスケットボールのコートデザインの運用。

2011 からバスケットボール競技規則の改正によりバスケットボールコートのデザイン的大幅な変更（新コートデザイン）があり、バスケットボールコートデザインが修正されている。ミニバスケットボールの競技については、新コートデザインを修正し、ミニバスケットボール競技規則に準じたコートデザインに修正し使用する。ただし、競技会場の都合等によって、大会を運営するにあたって、新コートデザインを用いざるを得ない場合は、新コートデザインを用いた制限区域の作成によってもよいものとする。（図 3、図 4）

ミニコート、ライン及び付帯条件	文書番号	A-19-2910600	頁	3 / 7
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2021年4月1日	版	1版

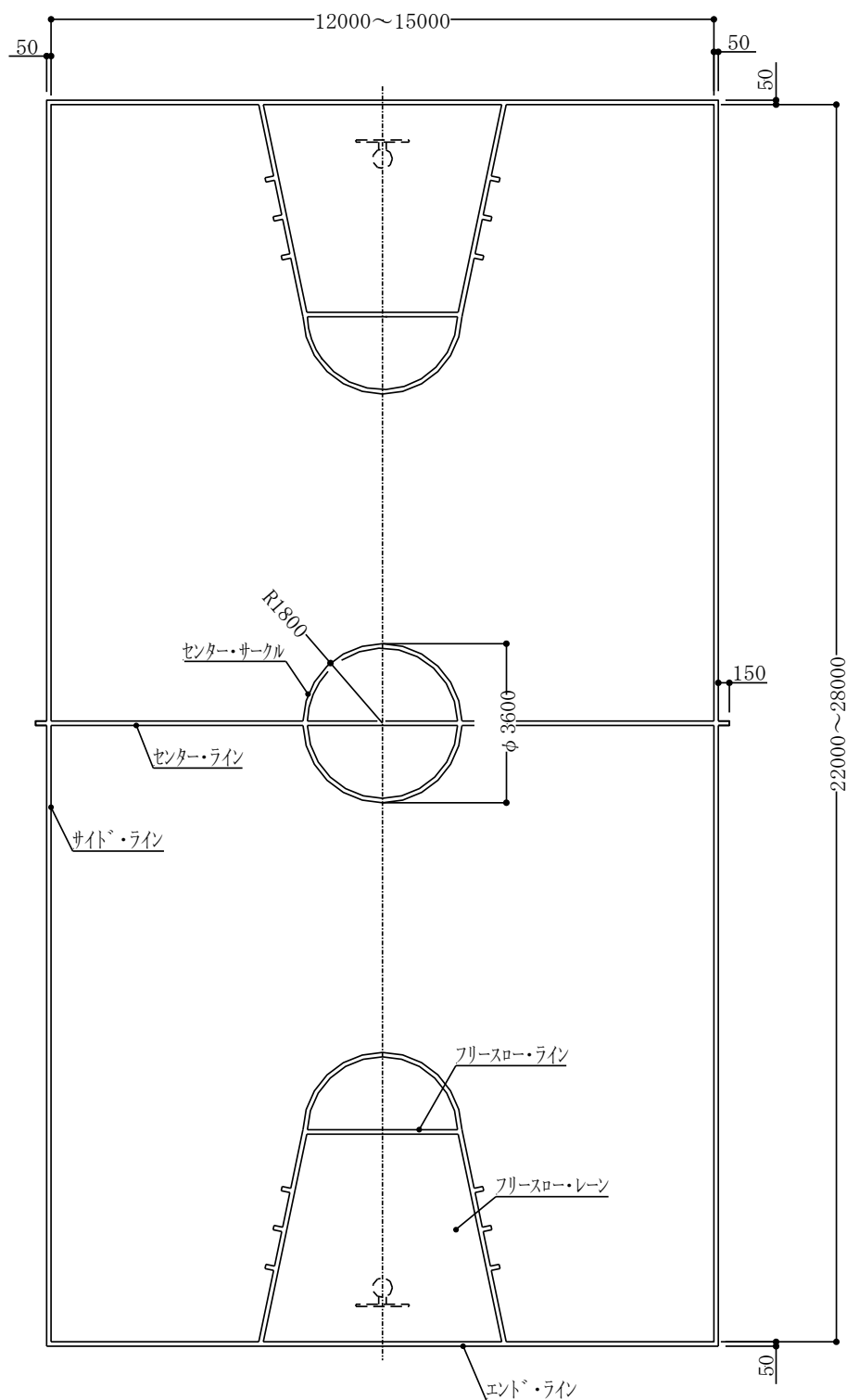


図 1

ミニコート、ライン及び付帯条件	文書番号	A-19-2910600	頁	5 / 7
	発行日	2021 年 4 月 1 日		
	改訂日		版	1 版

新コートデザインを用いた制限区域の作成
ゴール位置が変更できない場合

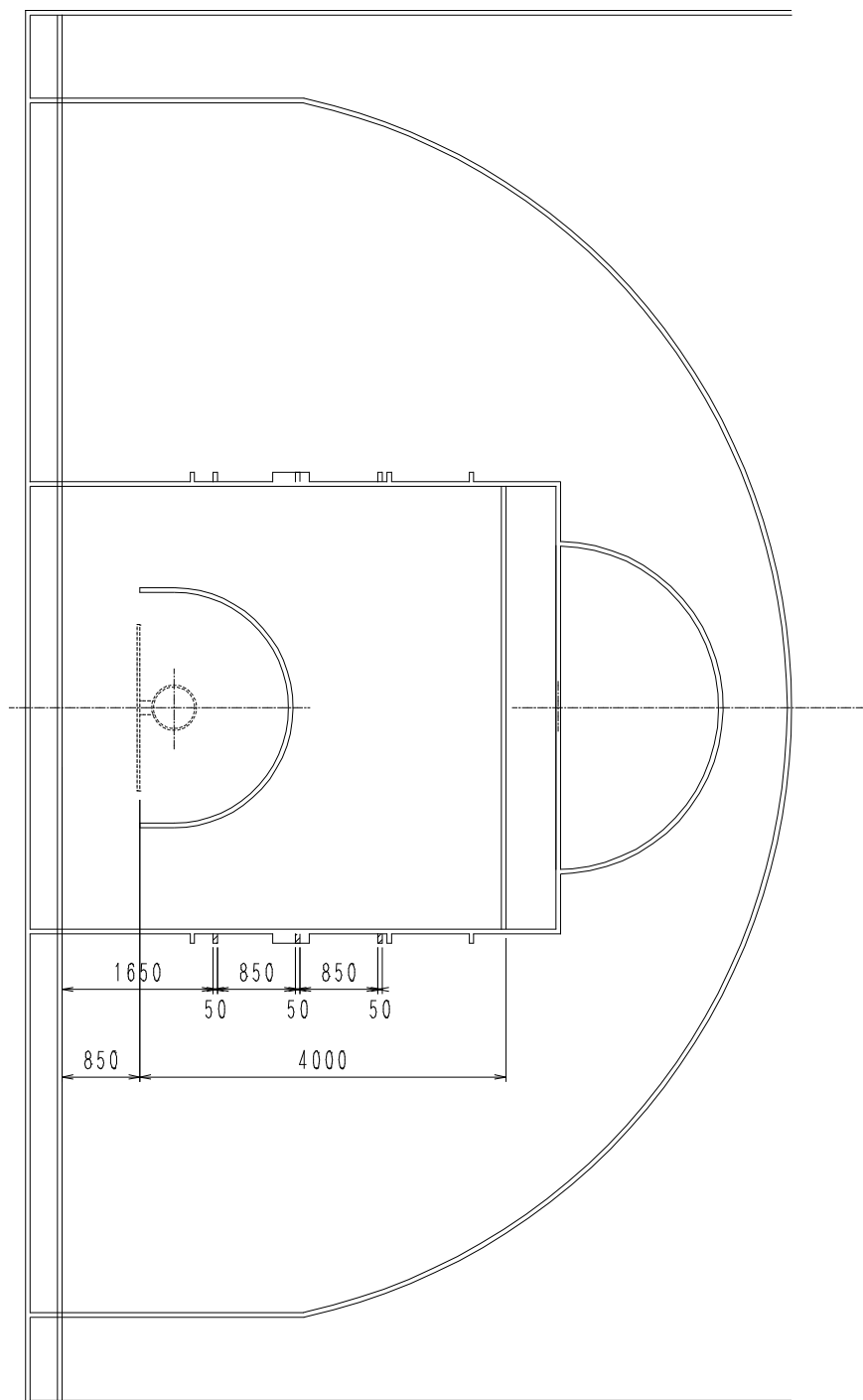


図 3

ミニコート、ライン及び付帯条件	文書番号	A-19-2910600	頁	6 / 7
	発行日	2021 年 4 月 1 日		
	改訂日		版	1 版

新コートデザインを用いた制限区域の作成
ゴール位置が変更できる場合

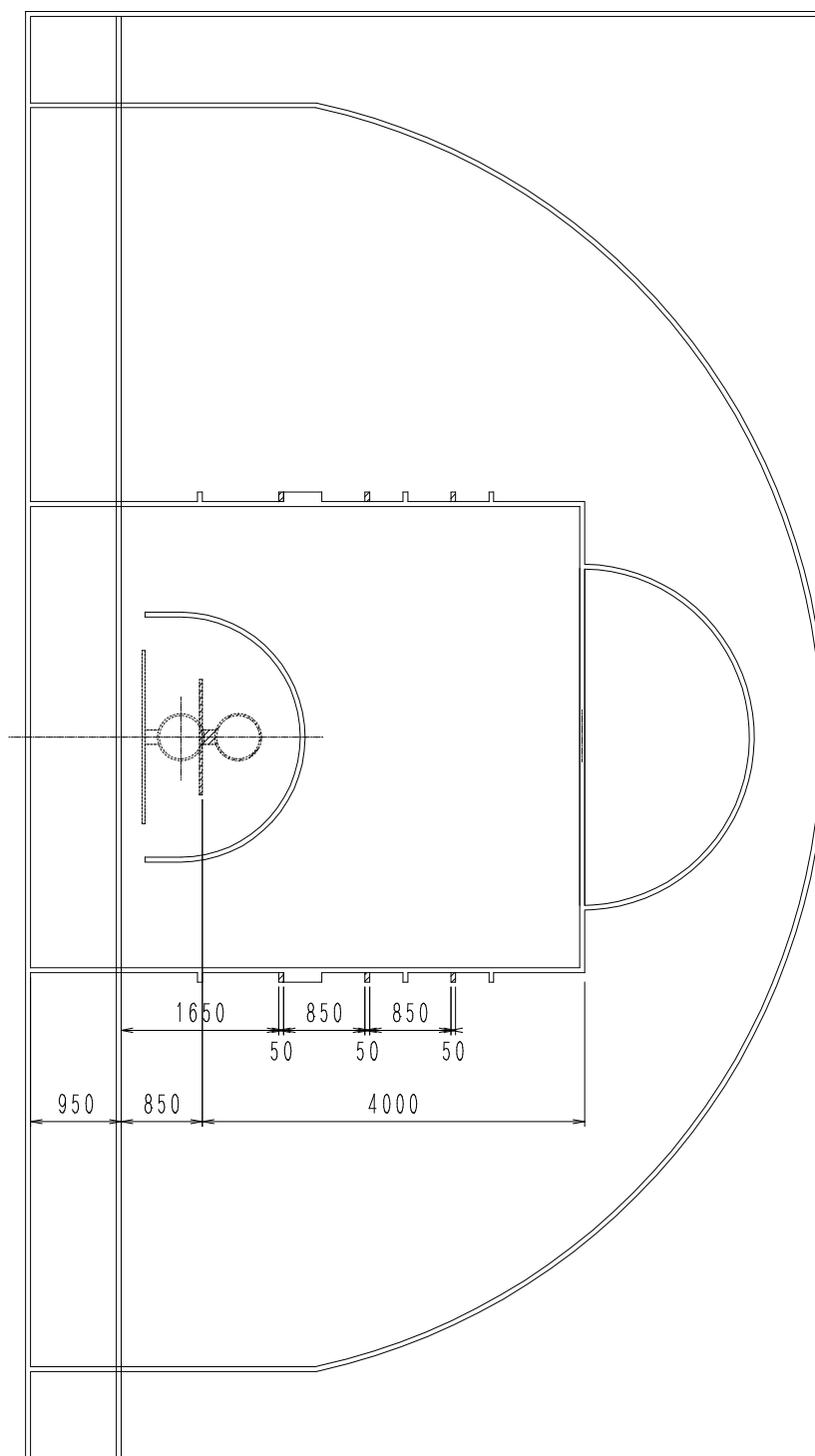


図 4

バックボードマーキング表示装置	文書番号	A-20-1351700	頁	1 / 4
	発行日	2021 年 4 月 1 日		
	改訂日		版	1 版

1 適応範囲

この規格は、バスケットボール競技に使用するバックボードマーキング表示装置について規定する。

2 品 質

バックボードマーキング表示装置は、次の各項目に適合しなければならない。

- 2.1 仕上げは良好で、手指などの触れる部分には障害を与えるようなばり、とがりなどがないこと。
- 2.2 外部に現れるボルト・ナット、溶接部などの先端は、著しく突出していないこと。
- 2.3 表面にめっき、塗装などが施されている部分にあっては、素地の露出、はがれ、さびなどがないこと。
- 2.4 表示部分は、プレイヤー、オフィシャルズ及び観客などからはっきりと確認でき、見やすいものであること。
- 2.5 操作盤は卓上型で、オフィシャルズが容易に操作できるものであること。

3 構 造

バックボードマーキング表示装置の構造は、次のとおりとする。

- 3.1 バックボードマーキング表示装置は、表示器、操作盤、信号コード及び電源コードなどにより構成されていること。
- 3.2 ゲーム・クロックの表示は赤ランプ、ショットクロックの表示は黄色ランプであること。なお、ショットクロックの表示は、ゲームクロックの表示の下辺内側ににあること。
- 3.3 バックボードマーキング表示装置は移動式バスケット装置のバックボードの縁の周囲画線の内側に直線状にあること。
- 3.4 操作盤には、休憩時間終了時に点灯しないスイッチが付いていること。
- 3.5 バックボードマーキング表示部はバックボードから容易に外れない構造であること。

4 寸 法

バックボードマーキング表示装置の寸法は、次のとおりとする。

- 4.1 赤ランプ表示部分は境界線の内側にありバックボードのガラス領域の縁にそって表示する。
- 4.2 表示ランプ部 1 列は最小 10 mm 幅とする。

バックボードマーキング表示装置	文書番号	A-20-1351700	頁	2 / 4
	発行日	2021 年 4 月 1 日		
	改訂日		版	1 版

5 材 料

バックボードマーキング表示装置に使用する材料は、特に規定しない。なお、構成している金属材料で、接触腐食が起こるおそれのあるところ及びさびの出るおそれのあるところには、防錆処理を施すこと。

6 試験方法

6.1 試験条件

温湿度条件は、温度（20±15℃）、湿度（65±20%RH）とする。

6.2 試験数値の丸め方

試験結果は、規定の数値より 1 桁下の位まで求めて、JIS Z 8401（数値の丸め方）によって丸める。

7 保証期間

バックボードマーキング表示装置の保証期間は、表 1 のとおりとする。

表 1

項 目	保証期間
本 体	1 年
電気部品	1 年

8 表 示

8.1 バックボードマーキング表示装置には、装置検定証、製造業者名またはその略号及び製造番号を、指定の位置に貼付すること。

9 審 査

バックボードマーキング表示装置の審査は、2、3 及び 4 について行う。なお、合理的な抜取検査によって行ってもよい。

バックボードマーキング表示装置	文書番号	A-20-1351700	頁	3 / 4
	発行日	2021 年 4 月 1 日		
	改訂日		版	1 版

バックボードマーキング表示装置参考例図

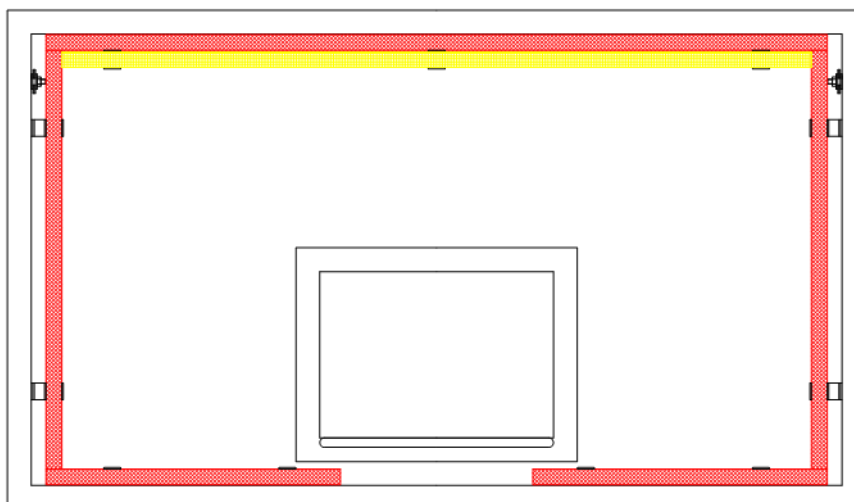


図 1

バスケットボール

施設・用器具規格メンテナンス基準

公益財団法人 日本バスケットボール協会

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	1 / 16
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

1 メンテナンス基準の目的と概要について

このメンテナンス基準は、バスケットボールを行うにあたって常に安全で快適な環境下でゲームを行えるように、施設や用器具の安全性を確保することを目的として作成されたものです。

1.1 点検の種類は次の3つに区分されています。

1.1.1 実際の使用者や施設及び用器具の管理者の方が常日頃より行う日常点検

日常点検は、バスケットボールを行う際に各部に異状がないかを確認するもので、いわゆる始業点検にあたるものとなります。

1.1.2 実際の使用者や施設及び用器具の管理者の方が定期的に行う定期点検

定期点検は、少なくとも年に一回行う点検でその点検結果を記録にとどめておくものです。記録された安全点検表は、所定のファイルに綴じて保管することになります。使用者や管理者が所有している施設や用器具の経歴を知る上で貴重な資料となるばかりでなく、保守業者（検定工場）が行う専門的な調整・補修・交換等の保守業務を行う際に充分役立つことにもなります。

1.1.3 専門の保守業者による定期的な保守点検

専門の保守業者による定期的な保守・点検は、専門的な技術や知識に基づいてなされるものであることはもとより、体育館の天井部分等の足場を用いなければならない高所作業を必要とした通常とは異なった特殊な作業となります。これは、協会によって認められた検定工場によって行います。

2 日常点検と定期点検について

2.1 日常点検

日常点検はそれぞれの日常点検表に示された点検内容により行うものです。バスケットボールをはじめるにあたって実施しますので、装置本体のよく見える位置に該当する日常点検表の内容を表示してもらいます。

2.1.1 日常点検表は下記の3種類のものがあります。

- (1) 移動式バスケット装置日常点検表
- (2) 吊下式バスケット装置日常点検表
- (3) 壁面式バスケット装置日常点検表

なお、移動式ミニバスケット装置、吊下式ミニバスケット装置及び壁面式ミニバスケット装置については、装置本体の形状や特性、点検箇所が同じになることから該当型式と同様の様式を用いることとします。

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	2 / 16
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

2.2 定期点検

定期点検はそれぞれの安全点検表に整理され、記録様式となっており、該当する安全点検表に記入を行いながらの点検となります。

2.2.1 安全点検表は下記の 3 種類のものがあります。

- (1) 移動式バスケット装置安全点検表
- (2) 吊下式バスケット装置安全点検表
- (3) 壁面式バスケット装置安全点検表

なお、各ミニバスケットの装置については、上記日常点検と同様の理由から該当型式と同様の様式を用いることとします。

2.3 点検内容の解説と補足事項

協会では、器具・施設を下記のとおり分類して、各品目別に規格を構成しています。

- (1) ゴールリング 「器具検定品」
- (2) バックボード 「器具検定品」
- (3) 移動式バスケット装置 「装置検定品」
- (4) 吊下式バスケット装置 「装置検定品」
- (5) 壁面式バスケット装置 「装置検定品」

ここでは、それぞれの点検内容の解説と補足事項について各項目での重複を避けるためにもその分類にならない整理して叙述しました。

2.3.1 ゴールリング

ゴールリングは、協会の規格では、「固定リング」と「プレッシャ・リリース・リング」の二つに規格を分けています。

ゴールリングの点検内容と点検方法の中で「目視」と「触感」という用語が用いられていますが、この目視とは、目で見て異状を発見するという観察による方法で、触感とは手で触れてみてその触感により異状を見出すという感応による方法です。そして、ここではほかに「操作」という方法も随時でてくることになりますが、この操作とは、実際に必要とされる操作を行い異状を検出するという方法です。

2.3.2 バックボード

バックボードの規格は、一般用のものとして「バックボード」とミニバスケット装置を対象とした「ミニバスケット」を器具検定品として協会では定めていますが、この中ではバックボード及びミニバックボードのいずれにおいても「透明板」・「FRP板」・「木板」を包括しております。したがって、ここでも点検に関する内容からもそれにならない透明板・FRP板・木板を一括し、なおミニ用に関しても全く内容と方法も同じくなることから一つの「バックボード」としました。

バックボードの劣化や損傷に関しては、前項のゴールリングと極めて密接な関係を持っております。ことに、近年においては技の多様化の一端であるダンクショット

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	3 / 16
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

が盛んに行われることによってリングとそれを支えるバックボードに加わる圧力は今までの製品上での常識とははるかに想像を越えるほどになってきています。そうした状況を予測した上で協会では規格書の改訂の時にそれらに対応するような規格を作成しました。そのもっとも顕著な例がプレッシャ・リリース・リングの導入といえましょう。このタイプのリングであれば、バックボードに加わる圧力（プレッシャ）を容易にリリースすることになります。しかしながら、それ以前の規格下での製品は上述のような十分な配慮が施されていないのは事実です。こうした背景から察せられますように旧来のバックボードとゴールリングでは現在だけでも協会にかなりの破損や損傷、あるいは事故等の報告が寄せられてきております。したがって、バックボードの点検の際には後に大きな影響として現れる細かな亀裂等を見逃さないこと等も必要となります。また、実際にダンクショットを行うような環境である場合、あるいはリングにぶら下がる等が予測される場合等はプレッシャ・リリース・リングの導入と新規格バックボードへの交換を行うべきと考えられます。

2.3.3 移動式バスケット装置

移動式バスケット装置として捉えられるものとしては、移動式バスケット装置と移動式ミニバスケット装置があります。用途は異なるものの装置自体の構造上の特性から同様のものとして一括して考えます。

2.3.4 吊下式バスケット装置

吊下式バスケット装置にも、吊下式バスケット装置と吊下式ミニバスケット装置がありますが、構造上から同一のものとして考えます。

2.3.5 壁面式バスケット装置

壁面式バスケット装置にも、壁面式バスケット装置と壁面式ミニバスケット装置がありますが、この場合にも吊下式バスケット装置と同じように構造上から同一のものとして考えます。

2.3.6 その他

以上、各項目にしたがってそれぞれの品目別の点検内容とその解説及び補足事項について述べてきました。日常点検と定期点検では、上記の内容をご使用されている装置にそれぞれ該当する項目をピックアップして組み合わせたものであることがお分かりいただけたと思います。

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	4 / 16
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

3 安全点検表の運用方法について

安全点検表は分類ごとに点検、内容、方法を必要な項目ごとにピックアップし、定期点検に際して実際に点検を行う使用者や管理者の方が点検の状況を記載できる様式になっているものです。

安全点検表は年毎ごとに記入作成するようになっています。原本は大切に保管して、年度ごとにコピーし、それを使用してください。そして実際に点検作業を行い、所要事項を記入してください。記入された安全点検表は所定のファイルに綴じて大切に保管してください。先にも触れましたとおり、製造業者等が調整、補修、交換等の保守業務を行う際に役立つばかりでなく使用者や管理者が所有している器具や施設の経歴を知る上でも貴重な資料となります。

3.1 保存用原本の作成

- 3.1.1 購入日の記入、備品番号の記入、購入先の記入及び製造業者の記入によって保存用原本がされます。

3.2 記入方法

- 3.2.1 安全点検表は項目、点検箇所、点検内容、点検方法、点検結果、処理、点検者印の欄に分かれています。あたらしく点検を行う際にはまず空欄になっている年度を記入してください。以下、表に従い点検を実施してその内容を用紙に記入します。例えば、「バックボード」の項目で「ボードの表面」という点検箇所を「目視、触感」という点検方法によって「亀裂、はがれ等がないかを確認」という点検内容を点検したところ異状がなかったとしたら点検結果の「正常」のところをチェックし点検者印のところに点検者が捺印します。また、「パッド」の項目で「ボード取付部」という点検箇所を「目視、触感」という点検方法によって「変形、離脱等がないかを確認」という点検内容を点検したところ変形や離脱などの異状はなかったが端のところが少しめくれかけていたため接着剤で補修したとしたら点検結果の「補修」のところをチェックし、処理のところに「パッド端部にめくれが生じていたために接着剤で補修」と記載し、点検者印のところに点検者が捺印します。

3.3 点検作業の流れ

- (1) 保存用原本の作成
- (2) 保存用原本の保存
- (3) 点検の実施と安全点検表への記入
- (4) 作成した安全点検表の保管

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	5 / 16
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2021年4月1日	版	1版

4 アフター対策

使用者による日常点検と定期点検について安全点検表について述べてきましたが、使用者や管理者の方によるメンテナンスは自ずと限界があります。したがって、専門の保守業者による定期的な保守・点検が必要となるわけです。さきにも触れましたが、点検の結果で大きな問題が生じたり、あるいは保守業者による専門的な調整・補修・交換の必要があると判断された場合には速やかにそうした保守業者もしくは取り扱い販売業者にご相談ください。

5 専門の保守業者による保守・点検について

専門の保守業者による保守・点検は資料に示した様式の記録簿への記載による方法によって行われます。この記録簿は次の種類のものがあります。なお、この記録簿についても日常点検や定期点検と同じように各ミニバスケット装置を当該型式に含めて考えています。

○点検記録簿の種類

- (1) 移動式バスケット装置 点検記録簿
- (2) 吊下式バスケット装置 点検記録簿
- (3) 壁面式バスケット装置 点検記録簿

専門の保守業者による保守点検は原則的にその施設・用器具を設置した検定工場に委託するのが一般的であると考えられますが、最初にも述べましたように極めて重要なことはこうした業務は専門の業者である検定工場によって行われるということです。すなわち、これは協会が認めた検定工場もしくはこれが当該の代行業務を正式に提携してその検定工場の関与が明確にあるところ以外での保守・点検は絶対に行わない、ということです。協会が認めた検定工場以外によってこれが行われた場合、とり行われた点検内容が果たして適正であるのか、協会が推進しているところの内容と異なっていないものか、容易に判別できかねますし、責任の範疇も全く明確ではなく、著しい誤りが指摘された場合にはその装置が有している検定品としての資格を失うことにもなりかねません。これはバスケットボールゲームを健全に行うことを統括する協会としては当然の権限であり、責務であると考えています。点検が行われた装置には下記のような「点検証」が表示されます。シール状のもので装置検定証の付近に貼付されますが、これによって点検がいつ、どこの検定工場によって実施されたのかが判ることになります。また、部品の交換等が行われた場合には「交換・修理証」が示されますが、これも同様にシール状のもので交換等がなされた部品に貼付され、いつ、どこの検定工場によって取り行われたのかが判ることになります。

専門の保守業者による点検は装置の現状を実際によく把握することができます。しかしながら、例えばこれを老朽化したワイヤロープを新しいものに交換することや

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	6 / 16
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

正常に作動していない昇降装置を修理する等の適切な保守に結びつけなければ、せっかくの点検も効果がありません。検定工場による保守点検は適正や判断基準のもと、信頼における確かな技術によって行われます。関係各位にはこのメンテナンス基準の意義と運用にご理解をいただき、周到な点検に立脚した適宜必要な保守をなされるよう切望いたします。

保守・点検についての詳しくは、検定工場各社にお問い合わせください。

点 検 済

年 月 日

日本バスケットボール協会検定工場

(検 定 工 場 名)

「点検証」

交換・修理

年 月 日

日本バスケットボール協会検定工場

(検 定 工 場 名)

「交換・修理証」

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	7 / 16
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

(資料：移動式バスケット装置 日常点検表)

移動式バスケット装置

日常点検表

項目	点検箇所	点検内容	点検方法
バックボード	ボードの表面	亀裂、はがれ等がないかを確認する。	目視
	リング取り付け部	亀裂、割れ等がないかを確認する。	目視
パッド	パッドの表面	破れ等がないかを確認する。	目視
	ボード取り付け部	変形、離脱等がないかを確認する。	目視
ゴールリング	折り曲げ部	破損、変形等がないかを確認する。	目視
	ネット掛け具	磨耗、変形等がないかを確認する。	目視
本体	昇降枠・支柱・基台	変形(曲がり等)がないかを確認する。	目視、触感
	回転部	磨耗、がたつきがないかを確認する。	目視、操作
	移動車輪	磨耗、変形及び取り付け状態にがたつき等がないかを確認する。	目視、触感、操作
昇降装置	移動装置部	動作時の異常音、著しい振動等がないかを確認する。	目視、触感、操作
	電動装置操作スイッチ部	破損、変形がないかを確認する。	目視、触感、操作
	手動操作部	がたつき、変形がないかを確認する。	目視、触感、操作
	操作ハンドル	変形及び握り部分に破損がないかを確認する。	目視、触感、操作
防護マット	マット表面	破れ、はがれ等がないかを確認する。	目視、触感
	本体取り付け部	変形及び離脱がないかを確認する。	目視、触感
各種接続ボルト	ボード取付けボルト・リング取付けボルト・その他のボルト	ボルト・ナットに破損、変形及びゆるみ等がないかを確認する。	目視、触感

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	8 / 16
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

(資料：吊下式バスケット装置 日常点検表)

吊下式バスケット装置 日常点検表

項 目	点 検 箇 所	点 検 内 容	点 検 方 法
バックボード	ボードの表面	亀裂、はがれ等がないかを確認する	目視
	リング取り付け部	亀裂、割れ等がないかを確認する	目視
パッド	パッドの表面	破れ等がないかを確認する	目視
	ボード取り付け部	変形、離脱等がないかを確認する	目視
ゴールリング	折り曲げ部	破損、変形等がないかを確認する	目視
	ネット掛け具	磨耗、変形等がないかを確認する	目視
本体	フレーム	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視
	吊下部	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視
	回転部(スライド部)	磨耗、がたつき等がないかを確認する	目視、操作
	滑車	磨耗、変形及びがたつき等がないかを確認する	目視、操作
昇降装置	電動巻上装置部	動作時の異常音、著しい振動等がないかを確認する	目視、操作
	電動装置操作スイッチ部	破損、変形がないかを確認する	目視、操作
	手動巻上操作部	がたつき、変形がないかを確認する	目視、操作
	巻上操作ハンドル	変形及び握り部分に破損がないかを確認する	目視、操作
	巻上チェーン	破損、変形がないかを確認する	目視、操作
ワイヤーロープ	ロープの表面	磨耗、変形、素線の切れ及びさびの発生がないかを確認する	目視
	接続部	磨耗、変形、素線の切れ及びさびの発生がないかを確認する	目視
各種接続ボルト	ボード取付けボルト・ リング取付けボルト・ その他のボルト	ボルト・ナットに破損、変形及びゆるみ等がないかを確認する	目視、触感

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	9 / 16
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

(資料：壁面式バスケット装置 日常点検表)

壁面式バスケット装置

日常点検表

項目	点検箇所	点検内容	点検方法
バックボード	ボードの表面	亀裂、はがれ等がないかを確認する	目視
	リング取り付け部	亀裂、割れ等がないかを確認する	目視
パッド	パッドの表面	破れ等がないかを確認する	目視
	ボード取り付け部	変形、離脱等がないかを確認する	目視
ゴールリング	折り曲げ部	破損、変形等がないかを確認する	目視
	ネット掛け具	磨耗、変形等がないかを確認する	目視
本体	フレーム	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視
	壁面取付け部	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視
	回転部	磨耗、がたつき等がないかを確認する	目視、操作
繰出装置	電動繰出装置部	動作時の異常音、著しい振動等がないかを確認する	目視、操作
	電動装置操作スイッチ部	破損、変形がないかを確認する	目視、触感、操作
	手動繰出操作部	がたつき、変形がないかを確認する	目視、触感、操作
	繰出操作ハンドル	変形及び握り部分に破損がないかを確認する	目視、触感、操作
	繰出チェーン	破損、変形がないかを確認する	目視、触感、操作
各種接続ボルト	ボード取付けボルト・ リング取付けボルト・ その他のボルト	ボルト・ナットに破損、変形及びゆるみ等がないかを確認する	目視、触感

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	10 / 16
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

(資料：移動式バスケット装置 安全点検表)

移動式バスケット装置 []年度安全点検表									
公益財団法人 日本バスケットボール協会									
項目	点検箇所	点検内容	点検方法	点検結果			処 理	点検者 (印)	
				正 常	調 整	補 修			交 換
バックボード	ボードの表面	亀裂、はがれ等がないかを確認する	目視、感触						
	リング取り付け部	亀裂、割れ等がないかを確認する	目視、感触						
パッド	パッドの表面	破れ等がないかを確認する	目視、感触						
	ボード取り付け部	変形、離脱等がないかを確認する	目視、感触						
ゴールリング	折り曲げ部	破損、変形等がないかを確認する	目視、感触						
	ネット掛け具	摩耗、変形等がないかを確認する	目視、感触						
本体	昇降枠	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視、感触						
	支柱	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視、感触						
	基台	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視、感触						
	回転部	摩耗、がたつきがないかを確認する	目視、感触、操作						
	移動車輪	摩耗、変形及び取り付け状態にがたつき等がないかを確認する	目視、感触、操作						
	移動装置部	動作時の異常音、著しい振動等がないかを確認する	目視、感触、操作						
昇降装置	電動装置操作スイッチ部	破損、変形がないかを確認する	目視、感触、操作						
	手動操作部	がたつき、変形がないかを確認する	目視、感触、操作						
	操作ハンドル	変形及び握り部分に破損がないかを確認する	目視、感触、操作						
	マット表面	破れ、はがれ等がないかを確認する	目視、感触						
防護マット	本体取り付け部	変形及び離脱がないかを確認する	目視、感触						
	ボード取付けボルト・ リング取付けボルト・ その他のボルト	ボルト・ナットに破損、変形及びゆるみ等がないかを確認する	目視、感触						
備考			購入先					製造業者	
購入日	年 月 日	備品番号	点検日	年 月 日	名称	住所	TEL	名称	
								住所	
								TEL	

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	11 / 16
	発行日	1976 年 4 月 1 日		
	改訂日	2021 年 4 月 1 日	版	1 版

(資料：吊下式バスケット装置 安全点検表)

吊下式バスケット装置 []年度安全点検表									
公益財団法人 日本バスケットボール協会									
項目	点検箇所	点検内容	点検方法	点検結果			処 理	点検者 (印)	
				正 常	調 整	補 修			交 換
バックボード	ボードの表面	亀裂、はがれ等がないかを確認する	目視、感触						
	リング取り付け部	亀裂、割れ等がないかを確認する	目視、感触						
バンド	バンドの表面	破れ等がないかを確認する	目視、感触						
	ボード取り付け部	変形、離脱等がないかを確認する	目視、感触						
ゴールリング	折り曲げ部	破損、変形等がないかを確認する	目視、感触						
	ネット掛け具	摩耗、変形等がないかを確認する	目視、感触						
本体	フレーム	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視、感触						
	吊下部	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視、感触						
	回転部(スライド部)	摩耗、がたつき等がないかを確認する	目視、感触						
	滑車	摩耗、変形及びがたつき等がないかを確認する	目視、感触、操作						
昇降装置	電動巻上装置部	動作時の異常音、著しい振動等がないかを確認する	目視、感触、操作						
	電動装置操作スイッチ部	破損、変形がないかを確認する	目視、感触、操作						
	手動巻上操作部	がたつき、変形がないかを確認する	目視、感触、操作						
	操作ハンドル	変形及び握り部分に破損がないかを確認する	目視、感触、操作						
	巻上チェーン	破損、変形がないかを確認する	目視、感触、操作						
	ロープの表面	摩耗、変形、素線の切れ及びさびの発生がないかを確認する	目視、感触、操作						
ワイヤーロープ	接続部	摩耗、変形、素線の切れ及びさびの発生がないかを確認する	目視、感触、操作						
	ボード取付けボルト・ リング取付けボルト・ その他のボルト	ボルト・ナットに破損、変形及びゆるみ等がないかを確認する	目視、感触						
備考								製造業者	
								名称	
購入日	年 月 日	備品番号	点検日	年 月 日	名称	住所	TEL	住所	

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	12 / 16
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2021年4月1日	版	1版

(資料：壁面式バスケット装置 安全点検表)

壁面式バスケット装置 []年度安全点検表									
公益財団法人 日本バスケットボール協会									
項目	点検箇所	点検内容	点検方法	点検結果			処 理	点検者 (印)	
				正 常	調 整	補 修			交 換
バックボード	ボードの表面	亀裂、はがれ等がないかを確認する	目視、感触						
	リング取り付け部	亀裂、割れ等がないかを確認する	目視、感触						
パッド	パッドの表面	破れ等がないかを確認する	目視、感触						
	ボード取り付け部	変形、離脱等がないかを確認する	目視、感触						
ゴールリング	折り曲げ部	破損、変形等がないかを確認する	目視、感触						
	ネット掛け具	摩耗、変形等がないかを確認する	目視、感触						
本体	フレーム	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視、感触						
	壁面取付け部	変形(曲がり等)がないかを確認する	目視、感触						
繰出装置	回転部	摩耗、がたつき等がないかを確認する	目視、感触、操作						
	電動繰出装置部	動作時の異常音、著しい振動等がないかを確認する	目視、感触、操作						
	電動装置操作スイッチ部	破損、変形がないかを確認する	目視、感触、操作						
	手動繰出操作部	がたつき、変形がないかを確認する	目視、感触、操作						
	繰出操作ハンドル	変形及び握り部分に破損がないかを確認する	目視、感触、操作						
	操作チェーン	破損、変形がないかを確認する	目視、感触、操作						
各種接続ボルト	ボード取付けボルト・	ボルト・ナットに破損、変形及びゆるみ等がないかを確認する	目視、感触						
	リング取付けボルト・								
	その他のボルト								
備考			購入先					製造業者	
			名称					名称	
			住所					住所	
購入日	年 月 日	備品番号	点検日	年 月	TEL			TEL	

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	13／16
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2021年4月1日	版	1版

(資料：移動式バスケット装置 点検記録簿)

移動式バスケット装置 点検記録簿		点検先:	ご担当者:
型式:			
			様
1	本体	手動装置部	6 ゴールリング
	昇降棒・支柱・基台	昇降装置・操作ハンドル	リング部分
	変形、曲がり等がないかを確認。	操作状態において異常音、著しい振動等がないかを確認。	表面材、各端面の破損、変形、はがれ等がないかを確認。
	可動部の破損、変形、ゆるみ等がないかを確認。	操作ハンドルに変形及び握り部分に破損がないかを確認。	取付金具に破損、外れ、変形等がないかを確認。
	回転部各部	取付金具、取付箇所	各部のボルト・ナットの欠損、外れ、ゆるみ等がないかを確認。
	回転部に破損、変形、油切れ等がないかを確認。		
	構成部材に破損、ひずみ、変形等がないかを確認。	3 基台金具	ネット部分
	各部のボルト・ナットの欠損、外れ、ゆるみ等がないかを確認。	受具・接続具	ネットの網部及び結束ひもに欠損、破損、ほつれ等がないかを確認。
	移動車輪	取付具に破損、外れ、変形がないかを確認。	
	摩擦、変形及び取り付け状態にがたつき等がないかを確認。	構成部材に破損、ひずみ、変形等がないかを確認。	7 規格
		接続具に破損、外れ、変形等がないかを確認。	本体およびバックボード
2	本体	各部のボルト・ナットの欠損、外れ、ゆるみ等がないかを確認。	寸法が規格に合致しているかを確認。
	伝動装置部		ショックロック
	運転状態において異常音、振動等がないかを確認。	4 マット	時間表示が現在の規格に合致しているかを確認。
	上昇・下降スイッチの作動状態に異状がないかを確認。	防護マット	
	電気部品に破損、消耗、限界寿命等の異状がないかを確認。	マット表面に破れ、はがれ及び弾性等の著しい劣化がないかを確認。	
	過速防止装置の作動状態に異状がないかを確認。		
	使用電源の電圧値に異状がないかを確認。		
	電圧の値[V]		
	取付金具、取付箇所に破損、ぐらつき等がないかを確認。		
	操作器(鍵)		
	スイッチ・ボタン等に破損、変形等がないかを確認。		
	電気部品に破損、消耗、限界寿命等の異状がないかを確認。	5 バックボード	
		ボード表面	
		表面材、各端面の破損、はがれ等がないかを確認。	
		取付金具に破損、外れ、変形等がないかを確認。	
		各部のボルト・ナットの欠損、外れ、ゆるみ等がないかを確認。	
	備考:		
		点検日:	印
		点検員:	印
		担当者:	印
			(検定工場名)
			(検定工場住所)
			(電話番号・FAX番号)

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	14／16
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2021年4月1日	版	1版

(資料：吊下式バスケット装置 点検記録簿)

吊下式バスケット装置 点検記録簿		点検先:	ご担当者:
型式:			
		様	
1	ワイヤーロープ	操作部	6 ゴールリング
	ロープ全体	スイッチ・ボタン等に破損、変形等がないかを確認。	リング部分
	ゆるみ、たるみ、滑車等からの外れがないかを確認。	電気部品に破損、消耗、限界寿命等の異状がないかを確認。	表面材、各端面の破損、変形、はがれ等がないかを確認。
	結束端部等の破損、ゆるみ等がないかを確認。		取付金具に破損、外れ、変形等がないかを確認。
	ロープ消耗状態	4 手動巻上装置	各部のボルト・ナットの欠損、外れ、ゆるみ等がないかを確認。
	素線の破断がないかを確認。	巻上部	
	ロープの著しい変形やさびがないかを確認。	運転状態において異常音、著しい振動等がないかを確認。	ネット部分
	直径の7%以上の減少の検出。	操作チェーンに破損や著しい屈曲がなくスムーズに操作できることを確認。	ネットの網部及び結束ひもに欠損、破損、ほつれ等がないかを確認。
	直径の値[]mm		
		5 架台枠	7 規格
2	滑車	接続金具・フレーム	バックボード
	吊下・誘導滑車	取付金具に破損、外れ、変形等がないかを確認。	寸法が規格に合致しているかを確認。
	滑車回転部の欠損、振動等がないかを確認。	構成部材に破損、ひずみ、変形等がないかを確認。	
	フック等に外れ、破損、著しい磨耗がないかを確認。	各Bのボルト・ナットの欠損、外れ、ゆるみ等がないかを確認。	
3	電動巻上装置		
	電動機	6 吊下部	
	運転状態において異常音、振動等がないかを確認。	回転部・フレーム	チェック内容
	上限・下限スイッチの作動状態に異状がないかを確認。	回転部に破損、変形、油汚れ等がないかを確認。	レ：点検
	電気部品に破損、消耗、限界寿命等の異状がないかを確認。	構成部材に破損、ひずみ、変形等がないかを確認。	ノ：該当なし
	突き上げ防止装置の作動状態に異状がないかを確認。	各部のボルト・ナットの欠損、外れ、ゆるみ等がないかを確認。	A：注油
	使用電源の電圧値に異状がないかを確認。		T：調整
	電圧の値[]V		C：交換
	取付金具、取付箇所破損、ぐらつき等がないかを確認。	7 バックボード	N：要交換
		ボード表面	E：要補修
		表面材、各端面の破損、はがれ等がないかを確認。	X：要注意
		取付金具に破損、外れ、変形等がないかを確認。	D：使用禁止
		各部のボルト・ナットの欠損、外れ、ゆるみ等がないかを確認。	
	備考:		点検日: 印
			点検員: 印
			担当者: 印
			(検定工場名)
			(検定工場住所)
			(電話番号・FAX番号)

メンテナンス基準	文書番号	C-01	頁	15／16
	発行日	1976年4月1日		
	改訂日	2021年4月1日	版	1版

(資料：壁面式バスケット装置 点検記録簿)

壁面式バスケット装置 点検記録簿		点検先:	ご担当者:
型式:			
		様	
1	本体フレーム	操作部	7 規格
	フレーム全体	スイッチ・ボタン等に破損、変形等がないかを確認。	バックボード
	変形、曲がり、ゆがみ等がないかを確認。	電気部品に破損、消耗、限界寿命等の異状がないかを確認。	寸法が規格に合致しているかを確認。
	折れ部・軸部の破損、ゆるみ等がないかを確認。		
	意面取付け部	4 手動繰出装置	
	受架台取付け部に変形、曲がり、ゆがみ等がないかを確認。	繰出装置・操作ハンドル	
	取付金具に破損、外れ、変形等がないかを確認。	運転状態において異常音、著しい振動等がないかを確認。	
	受架台に破損、ひずみ、変形等がないかを確認。	操作ハンドルに変形及び握り部分に破損がないかを確認。	
	各部のボルト・ナットの欠損、外れ、ゆるみ等がないかを確認。	繰出チェーンに破損や著しい変形がなくスムーズに操作できることを確認。	
		取付金具、取付箇所	
2	回転部		
	回転部各部	5 バックボード	
	回転部に破損、変形、油汚れ等がないかを確認。	ボード裏面	
	構成部材に破損、ひずみ、変形等がないかを確認。	表面材、各端面の破損、はがれ等がないかを確認。	
	各部のボルト・ナットの欠損、外れ、ゆるみ等がないかを確認。	取付金具に破損、外れ、変形等がないかを確認。	
		各部のボルト・ナットの欠損、外れ、ゆるみ等がないかを確認。	
3	電動繰出装置		チェック内容
	電動機		レ：点検
	運転状態において異常音、振動等がないかを確認。		／：該当なし
	収納・展開スイッチの作動状態に異状がないかを確認。		A：注油
	電気部品に破損、消耗、限界寿命等の異状がないかを確認。		T：調整
	過送防止装置の作動状態に異状がないかを確認。		C：交換
	使用電源の電圧値に異状がないかを確認。		N：要交換
	電圧の値[]V		E：要補修
	取付金具、取付箇所		X：要注意
			D：使用禁止
	備考:	点検日:	印
		点検員:	印
		担当者:	印
		(検定工場名)	
		(検定工場住所)	
		(電話番号・FAX番号)	

解説書

- 1) リングなどの構造に記されているM10 以上の強度を有するボルト・ナットとは、おねじ部分の保証荷重を意味し、強度区分 4.8 以上を指す。
- 2) プレッシャーリリースリングにおいて、固定リングと同様のリバウンドを持つとは、通常のシュートにおけるリングでのボールの反発高さが固定リングと同じ状態になっていることを意味する。
- 3) ゴールリングのオレンジ色とは、F I B A の示す色またはその近似色とする。
- 4) 移動式バスケット装置の構造に記されているバスケット装置の位置を固定できる強固な装置とは、車輪以外の床への設置金具を意味し、通常はアウトリガーと称している。
- 5) 吊下式バスケット装置を吊下げるワイヤーは破断荷重 19.4kN 以上の強度を持っていること。
- 6) 14 秒リセットは 1 ボタン以外に 1 動作で素早く簡単にリセットできるものでも良い。
- 7) 標準耐用年数とは東京都 23 区内の環境条件において一般の学校体育に使用される平均的条件（使用方法・頻度）を想定して、この年数が過ぎれば初期の器具特性が保持できなくなり、各部分の劣化が進行し器具に起因する事故確率が前年に比べて 1.5 倍になると想定される分岐点を標準耐用年数として規定したもの。

2021 年 4 月 1 日改訂からの変更及び訂正点

- 8) 本文の中で用いている FIBA のカテゴリー分類は次の通りとする。
レベル 1：世界選手権、ワールドカップ
レベル 2：レベル 1 に準じた FIBA 主催の大会
- 9) 規格としてバックボードマーキング表示装置を新たに加えた。（新ルール）
- 10) 検定証シールの内容を変更した。（リング検定合格証、バックボード透明板合格証）
- 11) 規格名称を国際規格にあわせて 24 秒（30 秒）ルール表示装置からショットクロック表示装置とする。
- 12) ボールの品質、構造、寸法、試験方法、表示の内容を国際規格に合わせた表記とした。
- 13) ゴールリングのネットに関する表記は削除する。
- 14) プレッシャーリリースリングのネットに関する表記は削除する。
- 15) バックボードのバスケットボール跳ね返り高さ条件を追加した。レベル 1 の大会において使用することを条件とし、国際規格に合わせた表記とした。
- 16) バックボードの厚みは規定しない。バックボードの 2. 品質 項目が満たされる事とする。ボード用パッドの厚みは、国際規格に合わせた表記とした。
- 17) 移動式バスケット装置のパッドの色は、単一色とする。日本はボードパッドの色は、白を標準としているので装置の防護マットの色とボードパッドの色は同一色にする必要はない。
- 18) ショットクロック表示装置の構造、寸法の内容を訂正した。
- 19) ショットクロック表示装置の 3. 構造 の表示におけるリセット時間は、1 2 秒、1 4 秒、2 4 秒をさす。
- 20) ショットクロック表示装置の表示は、F I B A のレベル 1、2 にあつては、ラスト 5

秒から、1/10秒表示ができることを提案している。(新ルール)

- 21) ファウル回数表示装置は、オフィシャルテーブルに載せる形式のものを追加した。
- 22) コート、ライン及び付帯事項では、Official Basketball Rules 2010 ルール改正での新コートが普及したことから説明を削除した。
- 23) ミニバックボードの厚みは規定しない。バックボードの 2. 品質 項目が満たされる事とする。
- 24) 移動式ミニバスケット装置の板出寸法 1700 を削除した。
- 25) ミニコート、ライン及び付帯条件では、新コートでの運用する場合の方法を記入した。
- 26) 3×3 コートラインを付帯事項に追加した。
- 27) メンテナンス基準は文書番号を A-20 から C-01 に変更し独立した文章にする。
- 28) メンテナンス基準の記録簿には、器具が最新の規格に合っていることを確認する項目を追加した。